

議アル由当市本邦人ハ十一日臨時申合セヲナシ俱樂部ヲ中心トシ地域ヲ十一二分委員ヲ挙ケテ万一非常時ノ起ル場合情報ヲ交換シ厳正中立ヲ保チ掠奪行為ヲ演セス且輕々シク移動セサル様各受持区域ニ徹底セシムルコトトセリ尚時節柄一切ノ集会合ヲ廢シ右申合モ新聞等ニ発表セヌコトトセリ  
本電内容ノ公表ハ対伯国政府關係上面白カラサルニ付御見合セ相成様致シタシ  
本電写在伯国各公館へ郵送

162 昭和5年11月(7)日 在ブラジル縫田臨時代理大使より 幣原外務大臣宛(電報)

本邦移民に関する好意的配慮をブラジル新政府 外相に要望

リオ・デ・ジャネイロ 省 11月7日後着

第一二四号

### 付 拓務省設置問題

163 昭和2年9月8日 武富通商局長私見

拓務省設置に伴う外務省通商局の事務および

権限に関する武富通商局長私見

拓務省設置に伴う外務省通商局事務及権限ニ関スル卑見

武富通商局長

一、植民地行政統一ノ為メ拓務省ヲ設置スルノ案ハ高等政 策ヨリ決定セラレタルモノト解スヘク其ノ是非ハ茲ニ之 レヲ論議スル限リニ非ス而シテ之レヲ単ナル事務的見地 ヨリスルモ其ノ設置要綱(一、ニアル事務簡捷事項中移 植民事務、海外拓殖事業ノ指導奨励ノ二者)ヲ除ケハ現 在ノ通商局トシテハ別段意見ナシ又実行セラルルモ通商 局トシテハ特ニ支障無シト認メラル

二、只移植民事務及海外拓殖事業ノ指導奨励ノ二者ニ就テ ハ現在ノ通商局トシテハ現ニ主トシテ中南米及ヒ南洋其 他ノ方面ニ於ケル此ノ種ノ事務ニ当リツツアル關係上密

貴電第五四号ニ関シ

新政府成立ニ関スル三日付公文ニ対シ一先ツ請書送ヲ差 控ヘ右ハ帝國政府ニ電照シタル旨口答ヲ以テ挨拶シ置クヲ 至当ト認メ五日外務大臣「メロ・フランコ」氏ヲ訪問シタ ル機会ニ於テ渡伯移民ニ関スル本邦側從來ノ立場ヲ縷々説 明シタル後本件ニ談及シ外相ノ理解アル同情ヲ喚起スルニ 努メタル処同氏ハ篤ト本官ノ本意ヲ諒承シ移民査証差止ノ 如キハ全ク時局ニ対スル臨機ノ措置ナレハ地方状態安定ス ルニ從ヒ復旧スヘキモノト思料スルニ付其ノ内一般解禁方 考量スヘキモ差当リ二十二日発「リオデジャネイロ」丸関 係移民ニ限り特ニ査証ヲ与ヘ差支ヘ無キ旨神戸領事ニ電訓 スヘント約サレタリ就テハ右ハ新外相ノ好意ニ依ル例外的 取計ナルニ付其ノ御積リニテ關係ノ向ニ対シ特ニ移民ヲ嚴 選シ二十二日渡航ニ合ハシムル様手配方御示達相成度 シ

接ナル關係アルニ付特ニ慎重ナル考慮ヲ必要トス

三、移植民事務及其ノ指導奨励ハ諸外国ノ国情及我國トノ 國際關係ニ直接且ツ重大ナル影響アリ米國ヘノ移民問題 カ多年來日米國交ノ障碍トナリ國際交渉案件トシテ今日 尚ホ未解決ナルカ如キ蘭領印度方面ヘノ拓殖事業カ國際 關係ヲ常時顧慮スルノ要アリテ事業ノ奨励充分ナラスシ テ今日ニ至レルカ如キ更ニ中南米ニ於ケル移民地ノ撰択 及移民數ノ調節ノ如何ハ動モスレハ國際的紛争ヲ惹起セ ントスル現勢ニアルカ如キ皆是ヲ証明シテ余リアル次第 ナリ故ニ移植民事業及其ノ指導奨励ハ本邦ニ於テハ種々 ノ關係上外交及國際關係ト不即不離ノ性質ヲ有スト云ハ サルヘカラス從テ現在内務省社会局及外務省通商局ニ於 テ分掌シツツアル程度即チ移民ニ関スル事務ハ一般のニ ハ内務省所管ナレトモ方針ハ外務及内務両省協議ノ上決 定シ実行ハ外国ニ関スル限リ外務省之ニ当リ立前トシ内 務省ニ替ユルニ拓殖省ヲ以テスル程度ナラハ何等ノ支障 無シトスルモ然ラスシテ全然内外共拓殖省ノ一手ニ収ム

ルノ趣旨ハ内外事務ノ運行上其ノ円滑ヲ期シ難キ慮アルノミナラス大局上ヨリ見ルモ策ノ得タルモノニ非スト思考ス

四、殊ニ設置要綱二、ニアル如ク拓殖大臣ハ所管事務ノ関スル限り領事官ヲ指揮監督スルコトハ外務省全体ノ問題トシテモ容易ニ容認シ難キ問題ト思考ス何トナレハ  
(一)領事官ハ両省大臣ヨリ指揮監督ヲ受クルコトトナリ指揮命令ノ系統ヲ乱ス虞アリ

(二)単純ナル移民事務ト之ニ関連スル一般ノ事務トノ區別明ナラサル場合多キヲ以テ領事官ハ両省大臣ノ間ニ立チテ帰趨ニ迷フ場合多ク結局事務能率上ラサルヘシ

(三)拓殖大臣ノ指揮ヲ許容スルコトトセハ結局他ノ各省大臣カ何レモ各々其ノ所管事務ニ付キ領事官ヲ指揮監督セントスルノ趨勢ヲ馴致スルコトナルヘシ

五、又設置要綱三、ニアル領事館付トシテ拓殖官吏ヲ派遣駐在セシムルコトハ既ニ陸海軍代表者ノ大公使館付内務省貿易官ノ領事館付商工省派遣ノ貿易通信員ノ領事監督ノ下ニアルカ如キ其他種々ノ先例モアリ且国家机关ノ進境ト共ニ当然来ルヘキ大勢ナルヲ以テ主義上此ノ際異議

昭和二年九月八日 (武富通商局長口述)

164 昭和2年11月24日 亜細亜局意見

拓殖省設置案に関する亜細亜局意見

昭和二年十一月二十四日起草

拓殖省設置案ニ関スル件

(亜細亜局意見)

一、客年内閣ニ於テ拓殖省設置ニ関スル議アリ其ノ立案ニ係ル(甲)拓殖省設置案、(乙)拓殖省組織参考案及(丙)滿蒙ニ関スル行政ノ統一連絡ニ関スル件ノ三案ハ関係各省幹事会ノ討議ニ付セラレタルカ(本省幹事田田欧米局長)當時内閣案ノ主眼トスル点ハ同省ノ権限ヲ朝鮮、台湾、関東州及南洋ニ於ケル政策ノ樹立及施政遂行ノ確保ニ局限シ行政事務ノ直接執行又ハ其ノ細目ノ論議ニ及ハサルコトトスルニ在リ從テ其ノ権限及設置ノ効果ハ大体今日ノ制度ト大ナル逕庭無キコトトナリ殊ニ一般移民ノ問題ハ同省ノ主管事項ト為ササル趣旨ナリシヲ以テ根本ニ於テ此際独立ノ一省ヲ設置スルノ必要及価値ニ付疑義ヲ生シタ

ヲ唱フヘキ筋合ニハ非スト思考ス唯事実ノ問題トシテハ今日ノ移住地タル中南米及南洋方面ニ移民官又ハ拓殖官ヲシテ拓殖省官吏ヲ派遣駐在セシムルコトノ利害得失ヲ充分考量セサルヘカラス国際關係上移住地方及移住国ノ氣受及感觸等ヲ考慮シ現在「ブラジル」方面ニ於テスラ移民ノ実務ニ関シテハ多クノ場合領事官モ成ルヘク表面ニ立タサルコトトナシ居レリ(伊太利ノ移民官派遣失敗ノ先例アリ)故ニ拓殖省ヨリ派遣駐在セシムル必要アリトセハ領事官ノ下ニ移民事務ヲ司ル領事トシテ兼官セシメ外国ニ対シテハ飽ク迄領事又ハ副領事ノ名義ニ於テ事務ヲ執ラシムル等ノ方法アルヘシ

六、前記三実行ハ外国ニ関スル限り外務省之ニ当ル立前トスルコトハ主義上ノ立前ヲ意味スル次第ニシテ移民ノ保護獎勵ニ関スル種々ノ実務ヲ總テ苟モ外国ニ於ケル事項ナリトノ故ヲ以テ外務省官吏ノ手ニ収メントスル趣旨ニハ非ス從テ保護獎勵ノ計画(予算關係)及其ノ実行モ拓殖省ノ手ニ於テ所管シテハ領事官監督ノ許ニ前記三ノ拓殖官吏其ノ実務ニ当ルコトトスルモ通商局トシテハ何等異議無シ

ルカ他方右内閣案ハ同省ノ事務トシテ滿蒙ニ於ケル行政施設ノ連絡統一ニ付其ノ権限ノ範圍内ニ於テ特ニ意ヲ用フルモノト為シ同方面ニ於ケル対外事務ハ外務省ニ於テ対内事務ハ拓殖省ニ於テ連絡統一ノ任ニ当ルコトヲ目論見居リタル処滿蒙ニ関スル事務ヲ対内対外ニ區別スルハ抽象論トシテハ可能ナルモ實際上ハ困難ニシテ何レモ外交關係ヲ脱スルヲ得サルモノニシテ要スルニ同案ハ帝國ノ領土ニ非サル滿蒙ニモ管轄權ヲ及ホサムトスル嫌アリタルニ依リ本省トシテハ断然之ニ反対シタル次第ナリ

二、今回行政制度審議會ニ於テ立案シ閣議ノ決定ヲ経タリト称セラルル拓殖省設置案ナルモノハ今日迄本省關係局課ノ協議ニ付セラレタルコト全然無キヲ以テ其ノ詳細ヲ知ルヲ得サルモ通商局第三課カ法制局ニ就キ知り得タル所ニ拠リテ之ヲ見ルニ拓殖省ノ管轄事務トシテ前記滿蒙行政ノ統一ノ如キ事項ヲ掲ケ居ラサル点ニ於テ客年内閣案ニ比シ遙カニ優レリト雖他方前案ニ予想セサリシ移植民ニ関スル事務並海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ関スル事務等ヲ明記シ其他南滿ニ於ケル鉄道付属地ノ取締事務、滿鉄ニ関スル事務ヲモ挙ケ更ニ拓殖大臣カ所管事務ノ範圍

(欄外記入2)

ヨリ寧口関東州ト鉄道付属地トヲ行政上截然切り離シ  
後者ヲ領事ノ管轄ニ移スヲ以テ得策トスヘシ

(二) 関東州ニ関スル事務ノ管理  
拓殖省カ此等事務ヲ管理スル結果トシテ外務大臣ト閣  
東長官トノ関係ニ如何ナル影響ヲ来スヤ明カナラズト  
雖少クトモ現行外務省官制ニ認めル外務大臣ノ外交ニ  
関スル事項ニ付閣東長官ヲ指揮監督スルノ権限ハ之ヲ  
維持スルコトヲ要スヘシ

(三) 移民ニ関スル事務ノ管理  
本問題ニ付テハ主管局タル通商局ノ意見アルヘキモ亜  
細亜局トシテ看過ス可ラサルハ朝鮮人移民問題ナリ  
朝鮮人ノ満州、西比利亞方面ヘノ移住ハ移住ノ沿革、  
移民ノ素質、支那側トノ政治上並經濟上ノ関係等諸方  
面ヨリ見テ南米其他ヘノ内地人移民ト全ク趣キヲ異  
ニスルヲ以テ若シ本案カ右朝鮮人移民ヲモ管掌セムト  
スルモノナルニ於テハ直チニ同意シ難キ所ナリ

(四) 拓殖大臣ニ領事官ヲ指揮監督スルノ権限ヲ与フルコト  
領事官ハ其ノ関東州外事務官ヲ兼任スル場合ニ於テ  
同庁事務官トシテ関東長官ノ指揮監督ヲ受クルコトア

内ニ於テ領事官ヲ指揮監督スルノ権限ヲ定メ最後ニ本案  
ノ実現ニ伴ヒ内務、外務両省ニ属スル移民関係ノ権限及  
定員ヲ相当變更スルノ必要アル等ノ諸点ニ於テ本省ニ重  
大ナル利害関係ヲ有スル事業ナリト謂ハサル可カラズ

三、本案ノ批判ニ当リ先ツ最モ怪訝ニ堪ヘサルハ以上ノ如  
ク外務省ニ重大関係ヲ有スル問題ノ審議ニ際シ行政制度  
審議會ニ本省ヨリ委員ノ任命無ク又各事項ノ主管局課ニ  
何等ノ協議無クシテ之ヲ議了シ閣議ノ決定ヲ経テ目下拓  
殖局ニ於テ官制案ヲ起草スルニ至ル迄詮議ヲ進行セシメ  
タル点ナリトス

蓋シ拓殖省設置ニ関スル議ヲ見タルハ今回ヲ以テ最初ト  
セス客年内閣案トシテ前記ノ如キ案ヲ見タル際ニハ先ツ  
関係各省ヨリ幹事ヲ出シテ幹事会ヲ開キ相当慎重ニ討議  
セラレ其結果ハ更ニ各省次官ヨリ成ル委員会ニ付議セラ  
ルル段取トナリ居タルモノニシテ本件ノ如キ重要案件ニ  
付テ如上ノ手續ヲ履ミタルハ当然ノ措置ナリト謂フ可シ  
然ルニ今回ノ措置ヲ見ルニ初ヨリ全然外務省ヲ度外視シ  
一氣ニ問題ノ解決ヲ計ラムトスルノ觀アルハ從來拓殖局  
辺ノ外務省ニ対スル遣口ヲ最モ露骨ニ繰返ヘシ居ルヤノ

(欄外記入3)

ル等ノ外他省大臣ノ監督權ニ服スルコト無シ然ルニ拓  
殖省ノ事務ニ付領事官トシテ拓殖大臣ノ指揮監督ヲ受  
クルコトトナルニ於テハ命令ニ途ニ出テ外交上ノ系統  
ヲ紊ス結果トナリ主義上承認シ難キ所ナルノミナラス  
元來日本ヨリ移民ヲ送ラントスル方面特ニ支那ニ対シ  
テハ稍モスレハ帝国カ侵略政策ヲ抱懷シツツアル如ク  
疑ハルル事情ニ鑑ミ右ノ如キ制度ニ依リ領事官ヲ拓殖  
官ト化スルカ如キ外觀ヲ与フルハ対外關係上甚ク面白  
カラサル結果ヲ生スヘキヲ以テ右ハ本家中外務省トシ  
テ最同意シ難キ重大問題ナリトス

前記主義上ノ議論ニ対シテハ各省大臣カ地方長官ニ対  
シ命令權ヲ有スル事実及米國領事官カ商務省ノ指揮監  
督ヲ受ケツツアル事実ヲ引キテ領事官ニ対スル拓殖大  
臣ノ指揮監督權ヲ肯定セントスル者アルヘキモ地方長  
官ノ職務ト領事官ノソレトハ性質ヲ異ニシ領事官ノ職  
務ハ其ノ内容多岐ニ亘ルトスルモソハ合体シテ一ノ帝  
國對外政策ヲ構成スヘキモノナルヲ以テ之ニ対スル命  
令ニ途ニ出ツルハ絶対ニ避クヘキコトナリトス將又米  
國ノ例ハ其ノ制度ノ内容ニ付尚不明ノ点アルノミナラ

(欄外記入1)

感無キヲ得ス何レニスルモ手續上重大ナル手落アリト謂  
ハサル可ラス

四、更ニ細目ニ亘リテ右行政制度審議會案ヲ批判スルニ  
(一) 南滿鐵道付属地ニ於ケル取締事務ノ管理  
所謂取締事務ノ意義明瞭ナラサルモ若シ右事務ノ中ニ  
司法事務ヲ包含スルモノトセハ滿鐵付属地ニ於ケル司  
法事務カ法律ニ依リ領事官ニ委任セラレアル關係上之  
ヲ拓殖省ニ於テ管掌スルコト全然不可ナリ

又所謂取締事務カ行政事務ノミヲ意味スルトスルモ由  
來滿鐵付属地ハ他ノ植民地トハ全然性質ヲ異ニシ支那  
ノ領土タルコト否ムヘカラス帝國政府ハ此ノ地域ニ帝  
國ノ行政權ヲ完全ニ行ハルルモノト主張シ居レトモ支  
那側ニ於テハ之ヲ完全ニ認め居ル次第ニアラス然ルニ  
今此ノ地域ヲモ他ノ純然タル我植民地ト同様ニ取扱ヒ  
拓殖省ノ管轄ニ属スルコトヲ官制上ニ明記スルハ対支  
外交上面白カラサル儀ト思考セラル

從來関東州ハ付属地ヲ以テ関東州内ト同一視シ其ノ行  
政權ハ全部之ヲ関東長官ニ統一セムトスル意図ヲ有ス  
ルモノノ如キモ大局上最善ノ方法トシテハ前述ノ趣旨

又同国領事官ノ地位本邦ノソレト全然同一ナラス又本制度自体ニモ尚考究スヘキ点アルヲ以テ今俄ニ此ノ例ヲ推シテ我國ニ及ホスコト能ハサルヘシ

五、之ヲ要スルニ本案ハ其ノ根本ニ於テ審議手續上重大ナル欠缺アルノミナラス細目ニ於テ幾多不穩当ノ点アルヲ以テ外務省トシテハ其ノ法制局ニ付議セラルルニ先チ之ヲ根本ヨリ改廃スルノ手段ヲ講スルノ必要アリ即チ拓殖省ノ設置カ政府ノ重要政策トシテ決定シタルモノナルニ於テハ外務省トシテ其ノ主義ヲ争フノ自由ヲ有セサルハ勿論ナルモ之カ組織、権限、官制等ノ立案ニ当リテハ重大ナル利害關係ヲ有スル外務省ハ最モ自由ナル発言權ヲ与ヘラル可キコト当然ナリ而モ事既ニ法制局ノ審議ニ付セラレタル後ニ於テ何等之ニ割込ムコト最モ愚策ナルヲ以テ閣議ニ於テ既定ノ案ヲ翻ヘシ本件ノ根本的建直シヲ主張スルノ外無カル可シ

(欄外記入1)

取締事務トハ行政事務中警察ノミヲ意味スト解釈出来サルヤ若シ然リトスレハ右ハ從來関東庁ニ属シ居リタルコロコニシテ之レヲ拓務省ニ移スモ差支無キカ如シ

第七一号

政府部内ニ於テ植民地行政ノ統一ニ加フルニ移民及外國ニ於ケル拓殖事業ノ指導奨励事務ヲ統一スル趣旨ヲ以テ拓殖省ヲ新設スルノ議決定シ目下右設置準備委員會開會中ナル処移民及拓殖事業ノ指導奨励ニ就テモ涉外關係ハ依然外務大臣ノ主管タルヘキハ論無キ所ナルモ右拓殖省設置ノ原案中ニハ(一)領事官ヲ内地ノ地方長官ト同シク拓殖大臣ノ指揮監督ノ下ニ置キ(二)領事館ニハ拓殖省ヨリ派遣スル常駐ノ官吏及技術官ヲ付屬セシメ(三)拓殖省官吏ニ總領事及領事ヲ兼官セシムルノ途ヲ拓ク等ノコトアリ本省部内限りノ意見トシテハ根本問題ニ付國際關係ノ考慮ヲ要スルコトハ姑ク之ヲ措キ(一)領事官ヲシテ拓殖省官吏ヲ兼官セシメ兼官ノ形ニ於テ拓殖大臣ノ指揮監督ヲ受クルコト及(二)拓殖省派遣ノ常駐官吏ハ領事館員トシテ副領事、書記生又ハ領事館囑託ヲ兼ネシムルコトヲ主張スルト共ニ(三)拓殖官吏ノ總領事、領事ヲ兼官スルコトハ實際ノ必要生シタル際ノ個々ノ問題トシ単ニ官制ニ其途ヲ拓キ置クタケハ強テ反對ノ要ナキコトト考ヘ居ルモ(甲)領事官ノ拓殖官吏兼官ニ付テハ貴任國政府ノ承認不承認ノ問題生セサルヘシト考ヘラルルモ一

(欄外記入2)  
海外拓殖事業ノ意義如何例ヘハ滿州ニ土地ヲ商租シテ米田ヲ經營スルカ如キハ所謂海外拓殖事業ナリヤ朝鮮人ノ移民、滿州ニ於ケル水田ノ經營ノ如キヲ指導奨励スル為拓殖官ヲ滿州ニ派遣シ又ハ之等ノ事務ニ関シ拓殖大臣カ領事ヲ指導監督スルコトニ弊害無カルヘキヤ

(欄外記入3)

涉外事項ヲ外務省ニ統一スルコトハ從來本省ノ強調セルトコロニシテ今日ニ於テモ之レヲ變更スヘキ理由ナシ外國ニ於テスル帝國ノ活動ハ内容カ各省事務ニ属スル場合ニ於テモ外國ニ關係有ル点ニ於テ共通ニシテ其影響ノ微妙ナルニ顧ミ主義トシテ外務省ニ統一スルヲ要スルナリ

165

昭和3年8月31日

田中外務大臣より  
在ブラジル有吉大使宛(電報)

領事官の拓殖省官吏兼官の可否等に関する

意見回電方訓令

付記 日付不明

領事官に対する拓殖大臣の指揮監督権について

本省 8月31日 発

般ノ對外感觸上不都合ノコトナキヤ(乙)或ハ原案通り拓殖大臣ノ領事ヲ指揮監督スル事ヲ認ムルモ同大臣ノ所管事項ハ涉外事項ト不離不即ノ關係ニアルヲ以テ拓殖大臣ノ指揮命令ハ必ス外務大臣ヲ經由シテ之ヲ為スコトトスルヲ便トセシヤ(丙)常駐官吏ヲ副領事又ハ書記生兼任又ハ領事館囑託トスルハ領事館内ノ統制又ハ事務ノ運用上重大ナル支障ナキヤ若シ貴任國政府トノ關係又ハ一般情勢上之ヲ許セハ寧ロ獨立ノ拓殖官出張所ヲ設クルヲ便ナリトスル場合ナキヤ等ノ疑問モアリ前記準備委員會ノ議モ未タ何等決定ニ至ラサル処要スルニ移民及拓殖事業ノ指導奨励上最便宜ニシテ実益アル方法ハ責任地方ノ現情ニ基クコトヲ第一要件トスル義ナルニ付前記ノ諸点並其他御氣付ノ点ニ関スル御意見當方参考迄ニ至急御回電アリタシ尚前記拓殖省設置ノ根本方針ニ付テハ今更變更困難ナル内地ノ情勢ナルノミナラス領事官ヲ指揮監督ストノ原案モ相当有力ナルニ付之亦御含置アリタシ  
本電ハ本大臣訓令トシテ在墨、在亞、在秘各公使ヘ転電アリタシ

(付記)

領事官ニ対スル拓殖大臣ノ指揮監督權ニ関スル件

一、拓殖局側ノ主張(原案)

拓殖大臣ハ外国ニ於ケル移殖民ニ関スル事務及拓殖事業ノ指導獎勵ニ関スル事務ヲ掌理シ其ノ執行ニ付テハ領事官ヲシテ之ニ當ラシムルヲ以テ之ニ関シ拓殖大臣ヲシテ領事官ヲ指揮監督スルノ權限ヲ有セシムルニ非ザレバ到底其ノ円満ナル運用ヲ期スルコト能ハザルベシ

二、右ニ対スル外務省側ノ主張

先ツ第一ニ外国ニ於ケル移殖民及拓殖事業ノ指導獎勵ノ如キ當該外國ノ主權ト密接ナル關係ヲ有スル事務ヲ国内官庁タル拓殖大臣ノ管下ニ置クガ如キハサラデダニ吾國ノ帝國主義的前哨ナルカノ如ク宣伝セラレ易キ右事業ニ對シ一層ノ誤解ヲ來シ反ツテ其ノ進展ヲ阻外スル虞アリト思考ス依ツテ右ハ外務大臣ヲシテ之ヲ掌理セシムルヲ適當トス然レ共今一步ヲ譲リ拓殖大臣ヲシテ外國ニ於ケル移殖民及拓殖事業ノ指導獎勵ニ関スル事務ヲ掌理セシムルコトトスルモ之ニ関シ拓殖大臣ヲシテ領事官ヲ指揮監督セシムルハ不可ナリソノ理由ニアリ

スベシ

三、右外務省側ノ主張ニ対スル拓殖局側ノ意見

移殖民ニ関スル事務ノ連絡統一ヲ図ルノ要アルコトハ已ニ行政審議會及人口食糧調査會ニ於テモ之ヲ認メテ其ノ旨ヲ決議シタリ移殖民ニ関スル事務ノ連絡及統一ヲ図ルノ要アルコトハ大体識者ノ一致シタル意見ト見ルヲ得ベシ而シテ之ヲ統一スルニ付テハ對外關係ノ事務ニ付外務省ヲシテ掌理セシムルハ別段ノ支障ナカルベキモ国内關係ノ事務ヲ掌理セシムルノ不適當ナルコトハ論ヲ俟タザルベシ又對内地及外國關係ノ事務ニ付テハ内務省ヲシテ掌理セシムルコトハ敢テ至難ニ非ザルベキモ朝鮮、台湾等ニ於ケル移殖民ニ関スル事務ヲモ内務省ヲシテ掌理セシムルニ付テハ重大ナル実行上ノ困難ヲ生ズベシ然ルニ拓殖省ハ朝鮮、台湾等ニ関スル事務ヲ掌理スルヲ以テ同省ヲシテ一切ノ移殖民ニ関スル事務ヲ掌理セシムルヲ以テ最モ適當ナリト認ム

二 移民問題

外國ニ於ケル拓殖事業ノ指導獎勵ニ関スル事務ニ付テハ現在ニ於テハ理論上外務省ノ權限ニ屬スルモ拓殖事業ト移殖民トハ特ニ重大ナル關係ヲ有スルヲ以テ拓殖大臣ヲ

拓殖大臣ヲシテ領事官ヲ指揮監督セシムルハ對外關係上面白カラズトスル主ナル理由ニアリ一ハ領事官ノ地位及性質ニシテ外國ニ駐在スル領事官ノ地位ハ條約及國際法ノ原則ニ依リ確立セラレ駐在地ニ於テハ事實上帝國政府及帝國全体ノ各種ノ利益ヲ代表スル唯一ノ機關ト認メラレオレリ從テ之ニ對スル命令系統ハ單一ニ統制セザルベカラズ事項ニ依リ指揮命令ノ機關ヲ異ニスルハ制度上涉外事務ノ統制ヲ紊スモノナリ世運ノ進歩ト共ニ行政ノ内容多岐トナルニ從ヒ内地官庁ニトリテハ不便ナルガ如キ感アリトスルモ國際關係モ複雑トナレル今日對外關係事務ノ統制ヲ維持スルノ必要モ亦一層増加シタルコトヲ考慮セザルベカラズニハ涉外關係事項トノ關係ニシテ今仮リニ拓殖大臣ノ所管事務ヲ涉外關係ヲ含マザル移殖民拓殖事業ニ限ルトスルモ外務大臣ノ所管タル涉外事項トハ常ニ不離不分ノ關係ニ於テ之ニ関連スルハ日本移民ノ現状ニ照シ何人モ首肯スルニ難カラザルベシ然ルニ移殖民拓殖事業ニ関シ拓殖大臣ニ對シ領事官ヲ指揮監督スル權限ヲ与フルガ如キハ明ニ涉外事項ニ関スル統制ヲ紊シ滿州ニ於ケル三頭政治ノ弊ヲ諸外國ニ迄及スノ結果ヲ招來

シテ移殖民ニ関スル事務ヲ掌理セシムル以上拓殖事業ノ指導獎勵ニ関スル事務ニ付テモ同ジク拓殖大臣ヲシテ掌理セシムルヲ適當トスベシ

次ニ外國ニ於ケル移殖民ニ関スル事務及拓殖事業ノ指導獎勵ニ関スル事務ヲ拓殖大臣ヲシテ掌理セシムル場合ニ於テモ之ニ関シ拓殖大臣ガ領事官ヲ指揮監督スルハ對外關係上面白カラズト為スノ理由ニ至リテハ全然之ヲ解スルニ苦シム條約上又ハ國際法上毫モ其ノ不可ナル理由ヲ知ルコトヲ得ズ又拓殖大臣ト領事官トノ間ノ直接通信ヲ認ムルノ理由ヲ以テ領事官ニ對スル指揮監督權ヲ認ムルノ必要ナカルベシトノ理由ニ至ツテハ其ノ不可ナルコト茲ニ多言ヲ要セザルベシ

四、外務省及拓殖局側ノ妥協的意見

以上述アルガ如ク外務省側ノ主張ニ對シテハ多大ノ疑義ヲ存スルモ双方共ニ相讓ラズ意見ノ一致ヲ見ルニ至ラザルヲ以テ已ムヲ得ズ交讓妥協ニ依リ一致点ヲ見出シ其ノ円満ナル解決ヲ図ルノ要アルヲ以テ双方ヨリ左ノ如キ非公式ノ妥協案ヲ提出シタリ

(一)外務省ノ妥協案

領事官ニ対スル拓殖大臣ノ指揮監督権ハ一切之ヲ認メザルモ領事官ハ成ルベク拓殖省職員ヲ兼ヌルコトトセバ拓殖大臣ハ領事官タル拓殖省職員ヲ指揮監督スルコトヲ得ルヲ以テ實際上何等ノ支障ナカルベシ

(二) 拓殖局側ノ妥協案

(イ) 領事官ニ対スル拓殖大臣ノ指揮監督権ハ保有スルモ之ニ関シ外務大臣ト拓殖大臣トノ間ニ特ニ連絡統一ヲ図ルノ必要アル事項ニ関シテハ拓殖大臣ヨリ外務大臣ニ協議スルコトトシ其ノ事項ニ付テハ予メ之ヲ協定スルコト

(ロ) 右監督権ノ範圍ハ尙幾分之ヲ縮少スルモ差支ナシ  
(ハ) 涉外事項ニ関シテハ拓殖大臣ノ權限外ニ屬スルコトヲ官制上ニ明記スルコト

(ニ) 拓殖省官制第一条第二項(拓殖大臣ハ主任ノ事務ニ付領事官ヲ指揮監督ス)ヲ削除シ領事官職務規則ノ改正ノミニ止ムルコト

五、外務省側ノ妥協案ニ対スル意見

前記外務省側ノ妥協案ニ対シテハ其ノ誠意ヲ諒トスルモ尙左ノ理由ニ依リ之ニ応スルコトヲ得ズ

致ヲ見ズ

編注 本文書は、拓殖局北島書記官が持参した拓殖局案を、外務省において修正したもの。

166 昭和3年9月4日 在ブラジル有吉大使より 田中外務大臣宛(電報)

ブラジルの対日移民感情からは拓殖省の権限 拡大には反対の意見具申

リオ・デ・ジャネイロ 9月4日後発 本 省 9月6日前着

第七七号 貴電第七一号ニ関シ

(一) 一切ノ涉外関係カ外務大臣ノ主管タルヘキ根本ノ理由ハ勿論(二) 外国移民ニ付テハ成ルヘク相手国ノ感情ヲ阻害セサルヲ要スルコト(三) 累次稟申ノ如ク当国朝野カ移民官官ヲ嫌ヒ特ニ外国官憲ノ施設カ移民事業ニ努力ヲ及ホスヲ忌ミ現ニ「ハバナ」會議ニモ参加セサリシ実情等ニ顧ミ本件ハ特別慎重考慮ヲ要スヘク今更拓殖省カ外国移民ニ関スル事務ヲ取扱フコトヲ阻止シ難キ実情ナルニ於テハ其ノ權限ハ飽

(一) 領事官ヲシテ拓殖省職員ヲ兼ネシムルトキハ理論上ニ於テハ拓殖大臣ハ拓殖省職員トシテ領事官ヲ指揮監督スルコトヲ得ベキモ實際上ニ於テ幾多ノ不便ヲ存スベシ尤モ当該領事官ノ下ニ補佐トシテ拓殖省職員ヲ駐在セシムルトキハ實際上多少此ノ不便ヲ緩和スルコトヲ得ベキモ然ラザル場合ニ於テハ到底拓殖大臣ハ其ノ事務ノ円満ナル遂行ヲ期スルコト能ハザルベシ

(二) 外務省案ノ如ク領事官ヲシテ拓殖省職員ヲ兼ネシムルコトヲ得ルノ途ヲ開クノミニテハ拓殖省ニ於テ兼任ノ必要ヲ認メタル場合ニ於テ万一外務省ノ同意ヲ得ザルトキハ実行不可能ニ陥ルノ虞アリ一定ノ地域ノ領事官ハ当然拓殖省職員ヲ兼ヌルモノトセバ其ノ虞ナシト雖右ニ伴フ勅令ハ果シテ枢密院ノ諒解ヲ得ラレ得ルヤ否問題ナリ

(三) 右妥協案ヨリ見テ明カナルガ如ク領事官ニ対スル拓殖大臣ノ事実上ノ指揮監督ヲ容認スル以上斯クノ如キ迂路ニ依ラズ更ニ一步ヲ進メテ正面ヨリ之ヲ認ムルコトトシ何等ノ支障ナキモノト信ズ

六、右ノ如ク本件ニ関スル兩者ノ意見ハ今日迄ノ処未ダ一

ク迄内地限りニ止メシムルヲ要スヘク而モ内地ニテノ移民ノ奨励等モ是カ受入国ノ感情意思等ヲ考慮スルヲ要スルニ付テハ外務当局ノ意見ニ從ヒ若ハ是ヲ尊重セシムヘキモノト思考セラルル況ヤ移民カ一旦外国ニ入国セル以上是ニ関スル事務ハ一切涉外関係ニシテ從テ外務大臣ノ主管ニ屬スヘク拓殖省ノ管轄タラシムヘキ余地ナキモノト認メラレ若シ是ヲ分チテ拓殖省官吏ニ委スルニ於テハ内ニ於テハ外政ノ統一ヲ破リ外ニ於テハ必スヤ相手国ノ感情ヲ害シ問題ノ因ヲナスヘシ從テ御諮問ノ諸点ニ関シ

(甲) 領事官ノ兼官ニ就テハ承認不承認ノ問題ハ發生セサルヘキモ前陳及後段ノ理由ニ依リ全ク無意味ニシテ且甚シク当国官民ノ感情ヲ刺戟スル点ヨリ見テ甚タ有害ト思考ス拓殖省原案第三項拓殖省官吏カ総領事、領事ヲ兼任スルカ如キハ以テノ外ニテ益々相手国政府ノ誤解ヲ惹起スヘク単ニ官制ニ道ヲ開キ置カルルタケニテモ是カ分レハ甚シク感情ヲ害スル惧アリ單ニ拓殖省ノ顔ヲ立テルタケニテ畢竟有害無益ナルヘシ

(乙) 拓殖大臣カ地方長官ト等シク領事ヲ指揮監督スルカ如キハ全ク外政ノ統一ヲ破リ種々外交上ノ支障ヲ生スル素因

ヲ為スヘキハ勿論斯ノ如キ官制ノ公布セラルルニ於テハ  
 当国朝野ニ於テハ恰モ自国ヲ日本ノ植民地並ニ取扱フモ  
 ノトシテ早晚問題ヲ起シ排日論者ニ口実ヲ与フルハ必然  
 ニ付右ハ斷シテ御承認相成ラサル様致シタク拓殖大臣ニ  
 シテ領事ノ指導ヲ要スル事項ハ外務大臣ト協議シ其ノ妥  
 当ト認メラルルモノニ限り訓示セラルルコトト致シタシ  
 (丙) 常駐官吏ヲ置クノ必要ハ差当リ是ヲ認メ得サルノミナラ  
 ス何等当国ノ智識ナキ地方官上リ乃至技術官等ヲ多数ニ  
 派遣サルルコトハ実益少ク弊害ノ多キ御想像ニ難カラサ  
 ルヘキモ拓殖省設置ノ体面上已ムヲ得ストアレハ極メテ  
 少数ニ限り是ヲ領事館囑託トシ凡テ領事ノ指揮命令ノ下  
 ニ置ク程度ニ止メラレ副領事又ハ書記生ヲ兼任セシムル  
 コトハ統制上ハ勿論当国官憲乃至対居留民關係ニモ支障  
 多カルヘク成ルヘク是ヲ避ケ度キモ全然領事ノ命令ノ下  
 ニ置クコト可能ナルニ於テハ書記生迄ハ是ヲ認メラレ大  
 ナル故障ナカルヘク但シ副領事ハ或ハ問題ノ種タルヘク  
 見合セラレ度シ独立ノ出張所ヲ設クル案ニ至リテハ一々  
 排日促進案ト称スル外ナク拓殖省カ当国ヘノ移民問題ヲ  
 取扱フコトスラ相当ノ刺戟ヲ与フヘキニ是カ官吏ノ出張

サル露骨ナル施設ヲ行ハシムルニ至ル虞アル制度ヲ設ケラ  
 レントスルモノノ如クスノ如キハ今ニ於テ飽ク迄阻止セラ  
 ルルノ必要アリ目下欧州ヨリノ移民比較的二減少シ我移民  
 需要從テ多ク排日論ハ幸ニ表面ニ現ハレサルモ之カ暗流ノ  
 一部ニ存スル事御含ミ置キ相成度卑見トシテハ差当リ急激  
 ノ施設ヲ行ヒ世ノ視聽ヲ惹クヲ避ケ現状ノ組織ニ於テ漸次  
 其ノ足ラサルヲ補ヒ既ニ基礎アル我移民事業ヲ暗黙ノ裡ニ  
 發達セシムルヲ最良ノ策ト思考スル事往電第六五号ニモ稟  
 申ノ如ク從テ拓殖省ノ外国移民ニ関スル権限ハ成ルヘク内  
 地關係ニ止マラシメタシ尤モ領事乃至本使稟請ノ移民事務  
 官等ノ設アルニ於テハ是等ノ報告ハ直ニ拓殖省ニ送付スル  
 等事実事務上ノ連絡ハ充分之ヲ計ルノ要アルヘキモ外国ニ  
 於ケル事務ハ外務省之ヲ取扱フ建前ニ出テラレサレハ前途  
 甚タ危険ニ感セララル本件ハ単ニ領事ノ権限上ノ問題ニ非ス  
 実ニ移民ノ前途ニ関スル容易ナラサル問題ニシテ今日毫釐  
 ノ差他日千里ノ異ヲ生スヘク徒ニ拓殖省ノ権限ヲ編出シ内  
 的ノ修飾ヲ加フルニ急ニシテ為ニ永遠ノ大計ヲ誤ラシメサ  
 ル様此ノ際慎重ニ御詮議ヲ希望ス亞爾然丁ニ赴任スヘキ山  
 崎公使モ同国ニ於ケル既往ノ經驗ニ徴シ全然同意見ヲ表セ

所ヲ設クルカ如キハ益々誤解ノ因タルヘク果シテ公然其  
 ノ認ムル処トナルヤ否ヤモ甚タ疑問ニシテ他ノ多大ノ移  
 民ニ利害ヲ有スル各国ノ特殊機關ヲ存置セル事実ナク只  
 伊国カ移民参事官ヲ置ケルアルモ全然大使ノ指揮監督ノ  
 下ニアルコト既ニ御承知ノ如シ

此<sup>(2)</sup>ノ機會ニ御含ミ願ヒタキハ人口食糧問題等ニ関連シ最近  
 我政府カ移民ニ熱心ニシテ先ツ移住組合ノ実行トナリ今後  
 続々諸施設ノ計画アルヤノ風説ニ就テハ当国在住ノ先覚者  
 ハ勿論苟モ実情ヲ知ルモノ概ネ何レモ余リニ露骨ナル官  
 的施設カ結局移民制限問題ヲ惹起スルニ至ルヘシトシテ前  
 途ニ危惧シ居ル事寧ロ本使以上タル事ニシテ南米一般ニ  
 移民ノ官當的色彩多キニ拘ハラヌ我方当局ノミニ徹底シ居  
 ラサルハ甚タ遺憾ニ堪ヘス殊ニ近年南米諸国ノ自尊心ハ  
 益々向上シ曩ニ常任理事ヲ争フテ国際連盟ヲ脱退シ今又不  
 戰條約ニ反対スル世論喧シキ等ノ事実ニ鑑ミ苟モ其ノ自尊  
 心ヲ傷クル行動ハ成ルヘク之ヲ避クルヲ要スルニ當リ余リ  
 ニ之ヲ見縊リ自国ノ植民地並ニ取扱ハントスルニ出テタル  
 ヤニ見受ケラルル官制即チ其ノ当然ノ帰趨ハ内地ノ利害ヲ  
 ノミ慮ルニ急ナル結果拓殖省ヲシテ相手国ノ感情ヲ顧慮セ

リ  
 墨、亜、秘へ転電セリ

167 昭和3年9月5日

在ペルー廿利(造次)臨時代理公使よ  
 り  
 田中外務大臣宛(電報)

領事官の拓殖省官吏兼官は避けるべき旨回答

リマ 9月5日前発  
 本省 9月10日前着

第三五号(延着)

在伯大使宛電第七一号ニ関シ

(一) 領事官ヲ拓殖大臣ノ指揮監督ノ下ニ置クコトトセハ領事  
 二対スル御委任状ニハ拓殖大臣副署スルコトトナルヘキ  
 モ斯ノ如キハ涉外關係上ニ於テ必ス支障ヲ生スヘシ

(二) 領事館ニ拓殖省派遣ニ係ル官吏ヲ常駐セシムル場合ニハ  
 從來ノ商務官制ニ倣ヒ *attache agricoli* ノ如キ名称ノ下  
 ニ領事館付トスレハ差支無カルヘシ

(三) 拓殖省官吏カ総領事又ハ領事トナル場合ハ其ノ所屬ヲ變  
 シ外務省ニ隸屬セシムルコトト相成様致度シ畢竟スルニ  
 斯ノ如キ制度變更ノ必要無キコトト信ス

(四)領事官ヲシテ拓殖省官吏ヲ兼官セシムルコトハ差支無カ  
ルヘク右ハ当国政府ニ於テモ何等異議無カルヘシ

(五)拓殖省官吏ヲ領事官又ハ館員トスル場合ハ第一ノ如キ支  
障ヲ来スヘキ虞アルヲ以テ其ノ所屬省ヲ外務省ニ變更ス  
ルノ要アリ

我諸植民地ニ於ケル移殖民並ニ拓殖事業ヲ指導奨励スル  
同一ノ觀念ヲ以テ外国ニ臨ムカ如キハ危険性ニ富ミ其ノ自  
尊心ヲ傷クル惧アルハ勿論殊ニ他ノ移殖民發展上比較的  
「デリケート」ノ状態ニアル当国ヲモ之ニ依リ律セントス  
ルカ如キハ考慮ヲ要スヘキ処ナルヲ以テ領事官ヲ拓殖省ノ  
指導監督ノ下ニ置クコトニ付テハ主義トシテハ反対ナルモ  
強テ同省ノ官吏ヲ派遣スルノ已ムナキニ立至ラハ前記第二  
乃至第五ニ依ルモ一弁法ナルヘシ尚甲及乙項ニ関シテハ貴  
見ノ通丙項拓殖省官吏ヲシテ領事館員ヲ兼任セシムルコト  
ハ館内ノ統制又ハ事務ノ運用上支障ヲ来ス惧アルヲ以テ寧  
ロ館付農務官等トナシ独立ノ事務所ヲ設ケシムルコトヲ至  
当トスヘシ本官兼官トカ拓殖省官吏トカ云フ名称ハ避ル方  
然ルヘクト思考セラル

(一)外務省官制第七条中ノ「移民」ハ「移民ニ関スル涉外  
事項」ト改ムルニ止メルコト

(二)拓殖省官制案第一条ニ「但シ外務大臣ノ権限ニ属スル  
モノハ此限ニアラス」ノ但書ヲ付スルコト

二、領事官ニ対スル拓殖大臣ノ指揮監督ハ原則トシテ外務  
大臣ヲ經由ストノ条件ヲ官制上ニ明記シテ之ヲ認ムルコ  
ト但シ經由ハ指揮監督權行使ノ形式的経路ヲ示スノミノ  
意味ニアラスシテ外務大臣ニ於テ拓殖大臣ノ指揮監督權  
ノ行使ニ対シ形式上ノミナラス実質的ニモ介入スル意味  
ナルヲ以テ此点ハ明瞭ニ両省間ニ協定シオクヲ要ス尚実  
行上ノ便宜ノ為(一)外務大臣經由指揮監督ヲ受クル領事官  
ハ例ヘハ南米、南洋又ハ支那ト予シメ地域ヲ限定シオク  
ヲ要スヘク(二)或特殊事項ハ例外的ニ外務大臣ヲ經由セス  
トモ直接ニ拓殖大臣ヨリ指揮監督シ得ルコトトスル要ア  
ルヘキニ付右例外事項ノ範圍ハ前記(一)ノ地域限定ト共ニ  
両省間ニ協定ノ要アリ

尚又領事官ノ身分上ノ指揮監督權カ外務大臣ニ專屬スル  
ハ勿論トス

三、拓殖省ノ技術官ハ領事館付トシテ常駐セシムルコトト

168 昭和3年9月24日 通商局第三課高裁案

拓殖大臣の権限問題に関する外務省の対応に  
ついて

拓殖省設置問題ニ対スル本省ノ態度ニ関シ昨年末(一)拓殖大  
臣ノ権限トシテ移殖民ニ関スル事務ヲ含マシムルハ異議ナ  
キモ外国ニ於ケル拓殖事業ヲ含マシメ官制ニ表明スルコト  
ニ反対スルコト(二)拓殖大臣カ領事官ヲ指揮監督スルコトニ  
ハ絶対ニ反対スルコト(三)拓殖省官吏ノ常駐ハ形式ト場所如  
何ニ依リテハ之ヲ認ムルコトヲ省議トシテ決定シ右ニ基キ  
拓殖省設置準備委員会ニ臨ミ論議ヲ重ネタルモ拓殖局側ハ  
鮑迄原説ヲ固持シテ譲ラス目下小委員会ニ付議シ審議中ナ  
ルモ今尚決定ニ至ラサル次第ナル処本問題ハ予算編成期切  
迫ト共ニ此儘放置シ難キニ付テハ前記省議ニ左記ノ通幾分  
ノ変更ヲ加ヘ外務省側最後案トシテ小委員会ニ提出シ度シ  
一、拓殖大臣ノ権限トシテ移殖民及外国ニ於ケル拓殖事業  
ノ指導奨励ニ関スル対内事項ヲ認ムルコトニ異議ナキモ  
外務大臣ノ権限タル涉外事項ト抵触セシメサル趣旨ヲ以  
テ

シ差支ナキモ行政的事務官ハ対外関係ノ必要上(一)外務省  
ニ於テ司法領事制度ニ倣ヒタル特別制度ヲ設クルカ又ハ  
(二)内務省関係ノ遣外特殊事務官ノ例ニ倣ヒ外務省ノ本属  
職員ニ転官セシムルカノ方法ニ依リ何レニシテモ外務省  
官吏ノ資格ニ於テ常駐セシムルコト(詳細ハ別ニ両省間  
ニ協定ヲ要ス)

編注 本高裁案には、主管局長である武富通商局長のほ  
か、森外務政務次官、吉田次官、有田亜細亜局長、  
堀田欧米局長、松永条約局長、小村情報部長等のサ  
インあり。

169 昭和3年10月16日 森(格)政務次官より  
前田米蔵(拓殖省設置準備委員会  
長宛)

拓殖大臣の領事官に対する直接の指揮監督には  
反対の意見申入れ

昭和三年十月 日 拓殖省設置準備委員

準備委員会会長 (森政務次官自署)

拓殖省設置準備委員会小委員会ノ経過ハ御既承ノ義ト被存  
所小委員会ニ於ケル外務省側委員ノ主張ハ別紙<sup>編注</sup>ノ通ニシテ  
右ハ主張ニ先チ外務省トシテハ省議決定ヲ経タルモノニ有  
之其要旨ハ外務省側ノ讓歩トシテ拓殖大臣ノ領事官ニ対ス  
ル指揮監督ハ外務大臣ヲ經由スルコトトシテ之ヲ認ムルモ  
拓殖大臣ノ権限ハ原則トシテ国内事項ニ局限スヘク從テ国  
外枢要ノ地点ニ行政官タル拓殖省官吏ヲ領事官ノ下ニ常駐  
セシムルハ妥当ナラス単ニ技術官ヲ領事官ノ下ニ常駐セシ  
ムルニ止メタシト云フニアルヲ以テ原案トハ尙相当扞格ア  
ル意見ナルニ付予算閣議モ近ク開催セラレムトスルニ際シ  
此等拓殖省設置ノ大綱スラ決定ヲ見サルニ於テハ今後設置  
準備上常ニ意見ノ相違ニヨル支障ヲ生シ甚望マシカラスト  
被存候間此際至急先ツ是ヲ設置準備委員会ノ議ニ付スル様  
可然御配慮相煩シ度

(欄外記入)

政務次官ト協議ノ上同次官ヨリ前田長官へ手交ノ為本案起  
草、政務次官へ十月十六日提示済(武富)

編注 第一六八文書

ルカ如シ右拓殖側ノ解釈ハ外務側ノ到底認容シ得難キ処  
ナルヲ以テ次期幹事会(一月二十六日)ニ於テ外務側幹  
事ハソノ解釈ニ基キ作成シタル別紙修正案<sup>(省略)</sup>ヲ提出セント  
ス

二、拓殖省ノ事務官ヲ外国ニ常駐セシムルコトハ準備委員  
会ニ於テ明白ニ否認セラレタルニ拘ハラズ拓殖側ハ右ハ  
単ニ形式的ニ常駐ヲ認メサルニ止リ實質的ニハ長期出張  
ニ依リ常駐ト同様ノ作用ヲナサシメ得ヘシト信シ居ル処  
斯クノ如キハ準備会ノ決定ヲ無視スル思想ニシテ外務側  
ノ断シテ容認シ難キ処ナリ即チ右ハ内地官庁ノ官吏ヲ此  
種目的ノタメ外国ニ駐在セシムルコトヲ不適當ナリトス  
ル論拠ヲ別トスルモ尙(一)拓殖省カ外国ニ於テ行フヘキ事  
務ハ勸業部ニ関スル極メテ微細ナル事務ニ限ル処右事務  
ハ領事官カ拓殖大臣ノ指揮監督ノ下ニ勸業部技術員ヲ使  
役シテ遂行スヘキモノナルヲ以テ右事務ノタメニ別ニ拓  
殖事務官ヲ派遣シ常駐セシムル必要毛頭是ナカルヘク(二)  
更ニ常駐同様ノ拓殖事務官現地ニ出張スルニ於テハ仮リ  
ニ右出張員ヲシテ形式上領事ノ命令ニ服セシムルトスル  
モ此種官吏ノ性質上外部ヨリ種々領事館務ニ容喙シ事務

拓殖省事務細目に関する外務省修正案について

付記 拓殖設置準備委員会における拓殖側提出の

決議案

(欄外記入1)

一、拓殖省設置ニ関スル旧臘十七日ノ準備委員会ノ決議ニ  
基キ右設置ニ関スル拓殖局側作成ノ細目原案ヲ検討スル  
目的ヲ以テ爾後二回ニ亘リ幹事会(外務省側ヨリ大橋課  
長幹事トシテ出席)ノ開催ヲ見タルモ右決議ノ解釈ニ関  
シ外務側ト拓殖側トノ間ニ根本的ニ意見ノ相違アルタメ  
協議進行ヲ見ス即チ外務側ハ外国ニ於ケル移殖民及企業  
ニ関スル事務ハ皆是涉外事項ナルヲ以テ從前通外務大臣  
ノ所管ニ属スルモ只其ノ指導奨励ニ関スル技術的事項ニ  
限り特ニ是ヲ拓殖大臣ニ移譲スルモノニシテ昭和四年度  
予算モ右方針ニ準拠シテ査定セラレタルニ外ナラスト解  
釈シ居レルニ対シ拓殖側ハ右外国ニ於ケル移殖民企業ノ  
事務モ亦原則トシテ拓殖大臣ノ所管ニ属シ只涉外事項ノ  
ミ例外的ニ外務大臣ニ帰属シ昭和四年度ノ予算ハ只一時  
凌キノ便法トシテ決定セラレタルモノニ過キスト解シ居

(欄外記入2)

ノ遂行ヲ阻害スルニ至ルヘシ仍テ外務側トシテハ拓殖事  
務官ノ出張ハ何処迄モ事務ニ関係ナキ単ナル視察出張ニ  
止メ度キコトヲ主張セサルヘカラス  
右方針ヲ以テ細目ニ修正方ヲ提議シ度  
仰高裁

(欄外記入1)

拓殖省事務官ノ出張ハ例ヘ長期ニ亘ルモ致方ナシ自然領事ノ  
事務ニ容喙スル虞アルモ夫ハ人的關係ノ問題ニシテ制度トシ  
テ排斥スルコトハ考ヘ物ナラズヤト考フルモ一応本案ニヨリ  
主張スルハ異存ナシ

(欄外記入2)

一月二十六日拓殖幹事会ニ於テ吾方ノ提出セル修正案

(付記)

決議案

拓殖省設置ニ関シ必要ナル事項左ノ通決議ス

一、拓殖省ノ権限及組織

別紙拓殖省ノ権限及組織ニ関スル件ノ通

二、拓殖省設置ニ関シ制定、改正又ハ廃止ヲ要スル法令

(欄外記入)

別紙拓殖省設置ニ関シ制定、改正又ハ廃止ヲ要スル法令ニ関スル件ノ通

三、事務引継

(一) 人事

拓殖省設置ニ伴ヒ廃官若ハ退官又ハ退職ト為ルコトアルヘキ内閣、外務省及内務省並其ノ所属官署ノ職員ハ成ルヘク同一ノ官等及俸給又ハ給与ヲ以テ之ヲ拓殖省ニ引継クコト

(二) 帳簿、書類、図書、印刷物、備品及消耗品等

(イ) 内閣拓殖局事務用ノ帳簿、書類、図書、印刷物、備品及消耗品等ハ成ルヘク之ヲ拓殖省ニ引継クコト

(ロ) 外務省及内務省並其ノ所属官署ノ帳簿、書類、図書、印刷物、備品及消耗品等ニシテ移植民又ハ外国ニ於ケル拓殖事業ニ関スルモノハ必要ノ範圍ニ於テ成ルヘク之ヲ拓殖省又ハ其ノ所属官署ニ引継クコト

(三) 庁舎

(イ) 移民收容所ノ庁舎ハ其ノ儘之ヲ引継クコト

(ロ) 外国駐在拓殖省職員ノ庁舎ハ成ルヘク當該地帝國領事館ノ庁舎トスルコト

ル事務ヲ掌ルコト

(二) 拓殖省ニハ各省官制通則ニ依ルモノノ外地方局、殖産局及拓務局ノ三局ヲ置クコト

(三) 拓殖省ノ局ノ事務分掌ハ左ノ如クスルコト

(イ) 地方局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、他局ノ主管ニ属スルモノヲ除クノ外朝鮮總督府、台湾總督府、関東庁、樺太庁及南洋庁ニ関スル事務

二、朝鮮總督府、台湾總督府、関東庁、樺太庁、南洋庁及拓殖大臣ノ定ムル地域ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ関スル事務

(ロ) 拓殖局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、朝鮮總督府、台湾總督府、関東庁、樺太庁及南洋庁ニ於ケル産業、交通、通信、金融、租税及専売ニ関スル事務

二、南滿州鉄道株式会社及東洋拓殖株式会社ノ業務ノ監督ニ関スル事務

三、拓殖大臣ノ定ムル地域ニ於ケル拓殖事業ノ保護指導ニ関スル事務

(ニ) 拓務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

二 移民問題

(別紙)

拓殖省ノ権限及組織ニ関スル件

(一) 拓殖大臣ノ管掌事務ハ大体左ノ如クスルコト

(イ) 拓殖大臣ハ朝鮮總督府、台湾總督府、関東庁、樺太庁及南洋庁ニ関スル事務ヲ掌ルコト但シ拓殖大臣ト當該總督又ハ長官トノ關係ハ差当リ現在内閣總理大臣ト當該總督又ハ長官トノ關係ト同一トスルコト

尚外交事務ニ関スル外務大臣ト関東長官トノ關係ハ從前通りトスルコト

(ロ) 拓殖大臣ハ南滿州鉄道株式会社及東洋拓殖株式会社ノ業務ヲ監督スルコト

(ハ) 拓殖大臣ハ移植民ニ関スル事務及外国ニ於ケル拓殖事業ノ指導獎勵ニ関スル事務(但シ涉外事項ヲ除ク)ヲ掌リ之ニ関シ警視總監、北海道庁長官及府県知事並外務大臣ヲ經テ領事官ヲ指揮監督スルコト(別紙移植民ニ関スル事務及外国ニ於ケル拓殖事業ノ指導獎勵ニ関スル事務ノ範圍並之ニ関シ拓殖大臣ト他ノ大臣トノ連絡ニ関スル件参照)

(ニ) 拓殖大臣ハ海外移住組合法及移民保護法ノ施行ニ関ス

一、他局ノ主管ニ属スルモノヲ除クノ外移植民ニ関スル事務

二、他局ノ主管ニ属スルモノヲ除クノ外外国ニ於ケル拓殖事業ノ指導獎勵ニ関スル事務

(四) 外国ニ於ケル移植民及拓殖事業ノ保護指導ニ関スル事務ニ從事セシムル為外國須要ノ地ニ拓殖省ノ職員ヲ駐在セシムルコト

(五) 前項ノ職員ハ成ルヘク帝國領事館付ヲ命スルコト

(六) 拓殖大臣管理ノ下ニ移民收容所ヲ置キ移植民ノ收容ニ関スル事務ヲ掌ラシムルコト

移植民ニ関スル事務及外国ニ於ケル拓殖事業ノ指導獎勵ニ関スル事務ノ範圍並之ニ関シ拓殖大臣ト他ノ大臣トノ連絡ニ関スル件

甲、移植民ニ関スル事務ノ範圍

一、拓殖大臣ノ主管ニ属スル移植民ノ範圍

拓殖大臣ノ主管ニ属スル移植民ニ付テハ同一道府県内及道府県相互ノ間ニ於ケル移植民ヲ除外スルヲ適當ト認ム

二、拓殖大臣ノ主管ニ属スル移殖民ニ関スル事務ノ範圍  
拓殖大臣ノ主管ニ属スル移殖民ニ関スル事務ノ範圍ハ  
主トシテ移殖民ニ関スル積極的助長行政ニ関スル事務  
トス即チ移殖民ノ奨励ニ関スル事務ノ外移住地ニ於テ  
積極的ニ其ノ福利ヲ増進スル為ノ施設ハ総テ拓殖大臣  
ノ主管トス從ツテ

(一) 従来内地ニ於ケル朝鮮人移民ニ関スル各省ノ事務ヲ  
除キ特ニ朝鮮人移民ノミノ為ニスル指導助長ニ関ス  
ル事務ハ拓殖大臣ノ主管トス

(二) 外国ニ於ケル移殖民ニ付テハ司法、警察、戸籍、身  
分証明、登記及旅券其ノ他涉外事項ニ関スル事務ヲ  
除キ其ノ他ハ拓殖大臣ノ主管トス

乙、外国ニ於ケル拓殖事業ノ指導奨励ニ関スル事務ノ範圍  
拓殖大臣ノ主管ニ属スル外国ニ於ケル拓殖事業ニ関スル  
事務ノ範圍ハ其ノ指導奨励ニ関スル事務トス但シ涉外事  
項ヲ除ク

丙、涉外事項ノ範圍  
涉外事項トハ外国ニ於ケル移殖民ニ関スル事務及拓殖事  
業ノ指導奨励ニ関スル事務ニシテ外国政府又ハ外国人ニ

(欄外記入1)  
今回御諮詢ノ拓務省官制外十一件ニ付本官等審査委員ヲ命  
セラレ客月十三日以来数次委員会ヲ開キ当局大臣及関係諸  
官ノ弁明ヲ聴取シ以テ之カ查覈ヲ遂ケタリ

(欄外記入2)  
抑々朝鮮、台湾、関東州、樺太及南洋群島ノ行政ニ関スル  
中央統括機關ニ付テハ従来幾多ノ変遷アリ現在ニ於テハ内  
閣所屬ノ拓殖局ヲシテ該統括事務ヲ掌ラシムルモ最近ノ情  
勢ニ鑑ミ此ノ現制ヲ以テシテハ事務ノ実効ヲ挙クルニ遺憾

少カラズ別ニ一省ヲ設ケ専任ノ大臣ヲ置キテ該事務ヲ担当  
セシメ右特殊地域ノ行政庁ニ関スル事務ノ統理ニ膺ラシム  
ルノ必要アリ又現制ニ於テ移殖民ノ奨励ハ内務省所管ノ社  
会局、海外移民ノ保護指導ハ主トシテ外務省、朝鮮、台  
湾、樺太等ニ対スル移住ハ大体当該地域ノ官庁之ヲ掌理シ  
此等ノ事務ニ関スル行政機關区々ニ亘リ為ニ動モスレハ其  
ノ間ノ連絡円滑ヲ欠クノ弊ナシトセス且海外拓殖事業ノ指  
導奨励ニ関シテハ従来政府ノ施設充分ナラサリシノ嫌アリ  
仍テ茲ニ別案ヲ以テ内閣拓殖局ヲ廃止シ社会局官制ヲ改正  
シ本案ヲ以テ拓務省ヲ設置シ之ヲ以テ右特殊地域ノ行政ニ  
関スル中央統括機關ト為スト共ニ之ヲシテ移殖民ニ関スル  
事務及海外拓殖事業ニ関スル事務ヲ兼掌セシメ之ニ関連シ

直接交渉アルモノヲ云フ

丁、拓殖大臣ト他ノ大臣トノ連絡

移殖民ニ関スル事務及外国ニ於ケル拓殖事業ノ指導奨励  
ニ関スル事務ノ執行ニ当リテハ拓殖大臣ハ他ノ関係各大  
臣ト予メ充分協議シ其ノ連絡統一ヲ図ルヲ必要ト認ム  
戊、外国ニ於ケル移殖民ニ関スル事務及拓殖事業ノ指導奨  
励ニ関スル事務ニ付領事官ト外国駐在拓殖省職員トノ

関係

外国ニ於ケル移殖民ニ関スル事務及拓殖事業ノ指導奨励  
ニ関スル事務ハ領事官ヲシテ之ヲ執行セシメ主トシテ拓  
殖省職員ヲシテ之ヲ補佐セシムルモノトス

(欄外記入)

一月二十六日拓殖省設置準備委員会ニ拓殖側ノ提出セル案

171 昭和4年5月29日 枢密院審査委員会報告

拓務省官制関係審査報告

拓務省官制外十一件審査報告

テ朝鮮ヲ除クノ外右特殊地域ノ行政長官ノ權限ニ関スル官  
制規定ヲ改正シ其ノ他關係勅令ノ改正新定ヲ為サムトスル  
モノナリ今其ノ各件ノ要旨ヲ概説スレハ大略左ノ如シ

第一 拓務省官制

(一) 拓務大臣ハ朝鮮總督府、台湾總督府、関東庁、樺太庁  
及南洋庁ニ関スル事務ヲ統理シ南滿州鉄道株式会社及  
東洋拓殖株式会社ノ業務ヲ監督スルノ外涉外事項ニ関  
スルモノ以外ノ移殖民ニ関スル事務及海外拓殖事業ノ  
指導奨励ニ関スル事務ヲ管理シ之ニ付テハ外務大臣ヲ  
經由シテ領事官ヲ指揮監督スルモノトス(第一条)

(二) 拓務省ニ朝鮮部及管理、殖産、拓務ノ三局ヲ置キ(第  
二条) 朝鮮部ニ於テハ朝鮮總督府ニ関スル事務ヲ掌ラ  
シメ(第三条) 其ノ部長ハ次官ヲ以テ之ニ充テ(第四  
条) 管理局ニ於テハ他局ノ主管ニ属セサル台湾總督  
府、関東庁、樺太庁及南洋庁ニ関スル事務並拓務大臣  
ノ定ムル地域ニ於ケル移殖民ノ保護指導ニ関スル事務  
ヲ掌ラシメ(第五条) 殖産局ニ於テハ前記各府庁ノ産  
業、交通、通信、金融、租税及専売ニ関スル事務南滿  
州鉄道株式会社及東洋拓殖株式会社ノ業務ノ監督ニ関

スル事務並拓務大臣ノ定ムル地域ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ関スル事務ヲ掌ラシメ(第六條)拓務局ニ於テハ他局ノ主管ニ屬セサル移植民ニ関スル事務及海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ関スル事務ヲ掌ラシム(第七條)

(三)拓務省ニ奏任官ニ在リテハ書記官專任十五人、事務官、技師、理事官及通訳官各若干人判任官ニ在リテハ屬、技手及通訳生各若干人ヲ置キ此ノ内技師及技手ハ外国ニ駐在セシメ帝國領事館付ヲ命スルコトヲ得ルモノトス(第八條乃至第十六條)

(四)本案ハ南滿州鐵道株式會社ニ関スル一切ノ事項ヲ拓務大臣ノ所管ニ屬セシムルノ趣旨ナルニ由リ同會社ニ関スル事項ハ鐵道及航路ノ業務ニ関スルモノヲ除クノ外内閣總理大臣ノ管理ニ屬セシムル旨ノ規程(明治四十四年勅令第七十九號)及同會社ノ鐵道及航路ニ関スル業務ニ付關東長官ハ鐵道大臣ノ監督ヲ承クル旨ノ規程(大正九年勅令第五百十號)ハ孰レモ之ヲ廢止ス(付則第二項)

第二 各省官制通則中改正ノ件

第六 樺太庁官制中改正ノ件

樺太庁長官ハ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承クルヲ改メテ拓務大臣ノ指揮監督ヲ承クルコトトシ(第三條)所部高等官ノ功過及懲戒ヲ内閣總理大臣ニ具状スルヲ改メテ拓務大臣ニ具状スルコトトシ(第六條及第七條)長官ノ代理官ヲ指定シ並支庁ノ名称、位置及管轄区域ノ定ヲ認可スルノ權ヲ内閣總理大臣ヨリ拓務大臣ニ移シ(第九條及第十二條)長官官房及各部ノ事務分掌ノ定ニ付テノ主務大臣ノ認可權ヲ削除ス(第十一條)

第七 南洋庁官制中改正ノ件

南洋庁長官ハ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承クルヲ改メテ拓務大臣ノ指揮監督ヲ承クルコトトシ(第三條)定規ノ制限ヲ超ユル罰則ヲ付シタル命令ヲ發シタル後勅裁ヲ請フニ付内閣總理大臣ヲ經ルニ當リ拓務大臣ニ由ルコトヲ加ヘ(第五條)所部高等官ノ功過ヲ内閣總理大臣ニ具状スルヲ改メテ拓務大臣ニ具状スルコトトシ(第七條)庁内事務分掌ノ定ニ付テノ主務大臣ノ認可權ヲ削除シ(第十條)支庁ノ名称、位置及管轄区域ノ定ヲ認可スルノ權ヲ内閣總理大臣ヨリ拓務大臣ニ移ス(第十一條)

拓務省官制ノ制定ニ伴ヒ各省官制通則ヲ適用スヘキ省名列記中ニ拓務省ヲ加フ(第一條)

第三 鐵道省官制中改正ノ件

前記ノ如ク南滿州鐵道株式會社ノ鐵道及航路ニ関スル業務ノ監督モ亦拓務省ノ所掌ト為スニ伴ヒ鐵道大臣ノ所掌事項及同省監督局ノ分掌事項中該業務監督ニ関スル事項ヲ削除ス(第一條第二項及第五條第五號)

第四 台灣總督府官制中改正ノ件

台灣總督ハ内閣總理大臣ノ監督ヲ承クルヲ改メテ拓務大臣ノ監督ヲ承クルコトトシ(第三條)所部官吏ノ進退、叙位叙勲及懲戒ノ上奏ニ付内閣總理大臣ヲ經ルニ當リ拓務大臣ニ由ルコトヲ加フ(第十一條乃至第十三條)

第五 關東庁官制中改正ノ件

關東長官ハ内閣總理大臣ノ監督ヲ承クルヲ改メテ拓務大臣ノ監督ヲ承クルコトトシ(第四條)定規ノ制限ヲ超ユル罰則ヲ付シタル命令ヲ發シタル後勅裁ヲ請ヒ並所部職員ノ進退、叙位叙勲及懲戒ヲ上奏スルニ付内閣總理大臣ヲ經ルニ當リ拓務大臣ニ由ルコトヲ加フ(第六條及第九條乃至第十一條)

第八 領事官職務規則中改正ノ件

前記拓務省官制ニ於テ拓務大臣ハ移植民ニ関スル事務及海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ関スル事務ニ付外務大臣ヲ經由シテ領事官ヲ指揮監督スル旨ヲ定ムルニ照應シ領事官職務規則ニ改正ヲ加ヘ領事官ハ該事務ニ付外務大臣ヲ經由シテ拓務大臣ノ指揮監督ヲ受クヘキ旨ノ規定ヲ追加シ(第一條)其ノ職務上ノ事項ニ付外務大臣又ハ拓務大臣ニ報告スヘキモノトス(第十八條)

第九 產婆規則中改正ノ件

產婆規則ノ樺太ニ於ケル適用ニ付テハ内閣總理大臣ヲシテ内務大臣ノ職權ヲ行ハシメルヲ改メテ拓務大臣ヲシテ之ヲ行ハシムルコトトス(第十七條ノ二)

第十 明治三十九年勅令第二百六十三號旅順港規則制定及該規則違反者罰則ノ件中改正ノ件

海軍大臣ハ旅順港ニ関シテ軍事上必要ナル規則ヲ設クルニ付内閣總理大臣ト協議スルヲ改メテ拓務大臣ト協議スルコトトス

第十一 奏任文官特別任用令中改正ノ件

第十二 拓務理事官ノ特別任用ニ関スル件

前掲ノ拓務省職員中拓務理事官ハ其ノ地位及職任ニ照シ且他ノ類例ニ鑑ミ普通任用ノ資格アル者ノ外特殊ノ資格ヲ有スル者ヨリモ之ヲ任用スルノ必要アルニ由リ(一)奏任文官特別任用令中ニ改正ヲ加ヘ同令所定ノ官歴アル者ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ任用シ得ル列記ノ官名中ニ該官ヲ追加シ(二)該官ハ移植民又ハ拓殖事業ニ関スル事務ニ必要ナル学識技能及經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得ル旨ノ単行規程ヲ設ク

本案ノ拓務省新設ニ牽連シテ特ニ付言スヘキ一事アリ枢密院官制ノ規定ニ依レハ各大臣ハ其ノ職權上ヨリ顧問官タルノ地位ヲ有シ議席ニ列シ表決ノ權ヲ有スルヲ以テ大臣ノ員數ヲ増加スルニ関連シテハ毎ニ右官制ノ顧問官ノ員數等ニ関スル条項ニモ想到シ以テ國務大臣ト對峙シテ枢密顧問ヲ設置セラレタル聖旨ヲ徹底スルニ遺漏ナカラシムルコトヲ熟慮スヘキコトニ関シテハ先ニ大正十四年三月本院ニ於テ農商務省ヲ廃止シ農林省及商工省ヲ設置スルノ案件ヲ議決スルニ当リ特ニ当局ノ注意ヲ喚起スル所アリタリ乃チ当局ニ於テハ今回拓務省ノ設置ニ因リ更ニ大臣ノ増員ヲ来スニ

枢密顧問官 江木 千之  
 枢密顧問官男爵 田 健治郎  
 枢密顧問官 荒井賢太郎  
 枢密顧問官 石原 健三  
 枢密顧問官子爵 齋藤 実  
 枢密院議長男爵 倉富 勇三郎殿

(欄外記入1)  
 五月二十九日枢密院本會議ニ於テ可決 (武富通商局長サイン)

(欄外記入2)  
 石井顧問官ヨリ外務大臣ニ質問後官制第二(三)条第三項ヲ「外務大臣ハ前項ノ事務ニ付テハ拓務大臣ト協議シ領事官ヲ指揮監督ス」トノ修正案提出アリタルモ内田顧問官ノ賛成アリタルノミニテ修正案成立セズ (武富通商局長サイン)

編注 「拓殖省」の呼称については、五月下旬、枢密院本會議の開催を前に「拓務省」と称することとされた。

昭和4年6月1日 通商局第三課資料

拓務省設置問題に関する外務省と拓殖側との

当り枢密顧問官ノ定員ヲ二人増加スルノ議ヲ決シ近ク其ノ案ノ御諮詢ヲ奏請スヘキ旨ヲ言明シタリ  
 按スルニ本案各件ノ内拓務省官制ハ特殊地域ニ関スル行政ノ刷新改善ヲ期シ兼ネテ移植民及海外拓殖事業ノ振興ヲ図ル為新ニ一省ヲ設置セムトスルモノニシテ其ノ趣旨ニ於テ必スシモ不可ナリトセス其ノ内容ニ於テモ亦特ニ非議スヘキ廉ヲ認メス爾余ノ各件ハ概ネ右拓務省官制ノ制定ニ伴ヒ当然ノ改正ヲ加ヘムトスルモノ又ハ特殊ノ官ノ為ニ必要ナル特別任用ノ制ヲ立テムトスルモノニシテ孰レモ別ニ支障ナキモノトス仍テ審査委員会ニ於テハ各件共總テ原案ノ儘之ヲ可決セラレ然ルヘキ旨全会一致ヲ以テ議決シタリ  
 右審査ノ結果ヲ報告ス  
 昭和四年五月二十五日

審査委員長  
 枢密顧問官子爵 金子 堅太郎  
 枢密顧問官男爵 平山 成信  
 枢密顧問官男爵 山川健次郎  
 枢密顧問官 松室 致

交渉経過について

拓務省設置ニ関スル外務省ト拓殖側トノ交渉経過  
 一、昭和二年九月行政審議會ハ内閣拓殖局ノ作成シタル原案ニ基キ拓殖省設置ヲ決議シ更ニ閣議ニ於テ是ヲ決定シタリ當時拓殖局ヨリ行政審議會ニ提出シタル拓殖省設置理由書中外務省ニ関係アル部分左ノ如シ

惟フニ我国移民事業ノ実効著カラサルハ実ニ政府ノ施設経常ニ姑息ヲ極メ且其ノ行政官庁多岐ニ分レテ其ノ開始ト連絡統一ヲ欠クニ由ル所少カラス  
 尚移民事業ノ成否ハ拓殖事業ノ成否ニ係ルコト極メテ重大ナリ最近海外ニ於ケル我国拓殖事業ノ發展ハ稍見ルヘキモノアリト雖尚欧米諸国ニ比スレハ甚タ微々トシテ振ハス是レ主トシテ資本ノ貧弱及資本案ノ退却的ナルニ由ルヘキモ又従来政府ニ於テ之カ指導奨励ニ関シテ殆ント全ク放任シタルニ由ル所少カラサルヘシ今ヤ移民ニ関シ積極的奨励ノ方策ヲ講セントセハ之ト同時ニ海外ニ於ケル拓殖事業ノ指導奨励ニ関シテモ官民一致更ニ一段ノ努力ヲ必要トスヘシ移民ノ事務ハ内地ハ勿論各植民地及海外移住地ト充分ノ連絡交渉ヲ有ス

ルモノニ非サレハ其ノ円滑ナル運用ヲ期シ難ク拓殖省設置ノ必要アル所以ナリ即チ拓殖大臣ヲシテ移民ニ関シ府県知事及各殖民地長官ヲ指導監督セシムルト同時ニ海外ニ於ケル移民及拓殖事業ノ保護指導ノ事務ニ当ラシムル為領事官ヲ指揮監督セシムルヲ要ス蓋シ海外在留民ノ保護取締ニ就テハ大体従来ノ通外務大臣ヲシテ其ノ任ニ当ラシムルノ外ナカルヘキモ移民及拓殖事業ノ保護指導ニ関スル事務ノ如キ積極の助長行政ニ関スル事務ニ就テハ外務大臣以外ノ別個ノ機関ヲシテ之ニ当ラシムルヲ適當トスヘシ今海外在留民ノ助長行政ニ関シ拓殖大臣ヲシテ之ヲ管掌セシムルハ我国国力ノ伸張及經濟的發展ヲ図ルニ極メテ緊要ニシテ又之ニ因リ外交上別段ノ支障アルモノト思料スルコトヲ得ス尚海外在留民ノ保護取締ニ就テハ領事ヲシテ其ノ任ニ當ラシムルノ外ナカルヘキモ従来領事ハ助長行政ニ慣レズ遺憾ノ点少カラサルヲ以テ今助長行政ニ関シ拓殖大臣ノ指揮監督ヲ承ケシムルコトトスルモ其ノ実効ヲ舉クルニ充分ナラス故ニ拓殖大臣ヲシテ領事官ヲ指揮監督セシムルト同時ニ新ニ枢要ノ地ニ拓殖省ノ官吏ヲ

現在ノ内閣拓殖局ノ事務外務省及内務省ニ於ケル移民ニ関スル事務外務省ノ對外事務ノ一部ヲ拓殖省ニ移管スルヲ要ス

拓殖省ノ組織ハ各省官制通則ニヨルモノノ外四局ヲ置キ拓殖事業ニ関スル重要ナル事項ヲ調査審議セシムル為拓殖大臣管理ノ下ニ拓務調査會ヲ置キ關係官吏及ヒ學識經驗アル者ヲ以テコレヲ組織スルコト拓務省設置ニ要スル費用ハ大体本省ノ費用約百万円ノ外總領事館費及ヒ拓務官費ヲ要スヘシ此等ハ現在ノ内閣拓殖局、外務省及内務省ヨリ移管スル事トナルヲ以テ結局百万円ヲ超ユル事無カルヘシ事業費ハ差当リ現在外務省及内務省所管ニ屬スルモノヲ移管シ本省設置後漸次慎重調査スルコト

右要領ニ拠レハ拓殖省ノ設置ハ外務大臣ノ主管ニ屬スル海外ニ於ケル移民拓殖ニ関スル事務ヲ拓殖大臣ノ下ニ兼併セントスルモノニシテ外務省ニ重大關係ヲ有スルニ拘ハラス外務省側ニ一言ノ協議モナクシテ拓殖局側カ行政審議會ニ本案ヲ提出シ閣議ノ決定ヲ經テ拓殖局ニ於テ官制案ヲ起草スルニ至ル迄詮議ヲ進行セシメタル点ハ注意

駐在セシメ以テ拓殖行政ノ円滑ナル運用ニ資スルヲ要ス  
右理由ニ基キ拓殖局ノ作成セル拓殖省官制案ノ要項左ノ如シ

- 拓務大臣ノ管掌スヘキ事務権限
- 一、拓務大臣ハ朝鮮總督、台湾總督、関東長官、樺太庁長官及南洋庁長官ヲ指揮監督シ南滿州鐵道株式會社及東洋拓殖株式會社ノ業務ヲ監督スルコト
  - 一、拓務大臣ハ内國及外國ニ於ケル移民並外國ニ於ケル拓殖事業ノ指導獎勵ニ関スル事務ヲ掌リ之ニ關シ警視總監、北海道庁長官及府県知事並外交官及領事官ヲ指揮監督スルコト
  - 一、外國ニ於ケル移民及拓殖事業ノ指導獎勵ニ関スル事務ニ從事セシムル為外國枢要ノ地ニ拓務官ヲ駐在セシメ拓務大臣ノ指揮監督ヲ承ケシムルコト
  - 一、拓務大臣ノ下ニ親任ノ總領事ヲ置キ之ヲシテ滿蒙ニ関スル一切ノ事務ヲ統括處理セシメソノ外交ニ関スルモノニ付テハ外務大臣ソノ他ノ事務ニ付テハ拓務大臣ノ指揮監督ヲ承ケシムルコト

ヲ要ス

行政審議會及閣議ニ於テ決定セル事項左ノ如シ

- 拓殖省設置ニ関スル件
- (一) 拓殖省ヲ設置シ朝鮮、台湾、関東州、南洋群島及南滿州ニ於ケル鐵道付屬地ニ関スル事務、南滿州鐵道株式會社ニ関スル事務、移植民事務、海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ関スル事務ヲ掌ラシムルコト
  - (二) 拓殖大臣ハ所管事務ノ執行ニ必要ナル限度ニ於テ領事官ヲ指揮監督スルコト
  - (三) 移植民事務及海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ関スル事務ニ從事セシムル為外國須要ノ地ニ拓殖省職員ヲ駐在セシメ成ルヘク領事館付ヲ命スルコト
  - (四) 拓殖省設置ニ伴ヒ内閣拓殖局ヲ廢シ外務省及内務省社會局ノ権限及定員ヲ相当變更スルコト
- (樺太ヲ拓殖省ノ所管ニ屬セシムヘキヤ又ハ内務省ノ所管ニ屬セシムヘキヤハ留保)

二、昭和二年十一月ニ至リ大藏省ハ突然右ニ基キ外務省會計課ニ対シ昭和三年度要求外務省移民保護獎勵費並ニ移民關係事務費中拓殖省ニ移管スヘキ費額ヲ申出ツヘキ旨

交渉アリ茲ニ始メテ外務省ハ本件拓殖省設置問題ニ関与スルコトトナリタル処外務省トシテハ当時予算編成期切迫シ居リタルヲ以テ拓殖省官制ノ制定ニハ外務省トモ篤ト協議スルコト並他日拓殖省官制決定ノ暁適當ニ按配スヘキコトニ付大藏省及内閣ノ諒解ヲ得タル上先方要求適當省所管移民保護奨励費ノ大部分ヲ拓殖省予算ニ計上スルコトニ同意セリ

次テ内閣総理大臣監督ノ下ニ拓殖省設置準備委員会ノ組織ヲ見前田法制局長官ヲ會長トシ法制局、外務省、内務省、拓殖局、大藏省等関係各官庁ノ勅任官ヲ委員トシ昭和二年十二月二十二日其ノ第一回會議ヲ開キ拓殖局ノ提出セル材料ニ基キ拓殖省設置ニ関スル決議案及官制案ニ付討議ヲ開始シタルカ外務省トシテハ拓殖省設置ノ根本問題ハ已ニ最高当局ノ審議決定ヲ經タルモノニシテ是ヲ如何トモスル能ハサルヲ以テ準備委員会ニ於テハ拓殖省設置ノ可否ノ論議ヲ避ケ徹頭徹尾官制原案ヲ成ル可ク外務省ノ立場ト抵触セシメサル様修正方努力スルノ外ナキコトトナレリ

外務側力準備委員会ニ於テ前記決議案及官制案ニ対シ異

ニ於テ會合ヲ催シタルモ兩者ノ意見遂ニ一致ヲ見ス右會合ニ於テ外務側ハ妥協案トシテ左記諸点ヲ主張シタリ

(イ) 拓殖大臣ノ権限トシテ移植民及外国ニ於ケル拓殖事業ノ指導奨励ニ関スル対内事項ヲ認ムルコトニ異議ナキモ対外事項ハ外務大臣ノ主管ニ属セシムルコト

(ロ) 領事官ニ対スル拓殖大臣ノ指揮監督ハ原則トシテ外務大臣ヲ經由ストノ条件ヲ官制上ニ明記シテ是ヲ認ムルコト但シ經由ハ指揮監督權行使ノ形式の経路ヲ示スノミノ意味ニ非スシテ外務大臣ニ於テ拓殖大臣ノ指揮監督ノ行使ニ対シ形式上ノミナラス實質的ニモ介入スル意味ヲ外務拓殖兩者間ニ協定シ置クコト尚実行上ノ便宜ノ為(A)外務大臣經由指揮監督ヲ受クル領事官ハ例ヘハ南米、南洋又ハ支那ト予メ地域ヲ限定シ置クヲ要スヘク(B)或特殊事項ハ例外的ニ外務大臣ヲ經由セストモ直接ニ拓殖大臣ヨリ指揮シ得ルコトトスル要アルヘキニ付右例外事項ノ範圍ハ前記(A)ノ地域限定ト共ニ兩者間ニ協定ノ要アリ

(ハ) 拓殖省ノ技術官ハ領事官付トシテ常駐セシムルコトトシ差支ナキモ行政の事務官ノ常駐ハ対外関係ノ必要上

議ヲ挾ミタル要点ハ第一ニ外国ニ於ケル移植民及拓殖事業ノ指導奨励ノ如キ当該國ノ主權ト密接ナル關係ヲ有スル事務ヲ国内官庁タル拓殖省ノ管下ニ置クコトハ面白カラストスル点第二ニハ仮リニ一步ヲ譲リテ拓殖大臣ヲシテ外国ニ於ケル右事業ヲ掌理セシムルコトトスルモ拓殖大臣ヲシテ領事官ヲ指揮監督セシムルハ領事官ニ対スル命令系統ヲ乱シ進ンテ涉外事務ノ円滑ヲ妨クヘキヲ以テ不可ナリトスルノ点ナリ右ニ対シ拓殖局側ハ移植民拓殖ニ関スル事務ヲ統一スル要アルハ已ニ行政審議會及人口食糧調査會ニ於テモ是ヲ認メテ其ノ旨ヲ決議シタル処ナルヲ以テ右事務ヲ拓殖省ノ下ニ統一スルコト当然ニシテ果シテ然ラハ右主管ノ事務ニ付拓殖大臣カ領事ヲ直接指揮監督シ得ルコト亦当然ナリト主張シ議容易ニ纏ラス未決ノ儘議會開會セラレタルカ間モナク其ノ解散ヲ見意イテ拓殖省予算モ不成立ニ終リ拓殖省ノ問題ハ茲ニ一時立消エノ姿トナレリ

三、然ルニ昭和三年度新予算編成期ニ於テ再ヒ同問題擡頭シ曩ニ準備委員会ニ於テ委員長ニ依リ指名サレタル小委員会ニ於テ外務側ト拓殖側トノ接觸開始サレ屢々法制局

是ヲ認メサルコト但シ止ムヲ得スハ外務省ニ於テ司法領事制度ニ做ヒタル特別制度ヲ設クルコト

四、斯クノ如ク論議ヲ重ヌル内予算編成期切迫シタル為メ拓殖省予算編成ノ方針ヲ確立スル必要起リ十月中旬外務省森政務次官前田法制局長官及河田主計局長ノ三者會合シ協議ノ結果左ノ事項ニ付臨時使法トシテ打合セヲ了セリ

昭和三年十月二十三日

拓殖省予算編成ニ関シ前田、河田、森三氏間ニ

諒解サレタル事項

拓殖省官制案未決定ナル今日同省予算要求ニ関シ臨時使法トシテ左ノ打合ヲナセリ

(一) 今回ノ概算要求ニ当リテハ一応前年度不成立予算編成當時ノ精神ヲ踏襲ス

(二) 前年度不成立予算編成當時外務省ハ拓殖大臣ノ領事官指揮監督ハ直接ニモ間接ニモ之ヲ認メサル方針ヲ表明スルト共ニ拓殖省官吏ノ海外常駐ハ移民ノ技術の方面ニ関スル限容認スルモ形式ハ外務省官吏タル領事官ノ指揮ノ下ニ統制セラルヘキモノナリト主張シ居リタル

ヲ以テ大蔵省ニ於テハ今回拓殖省概算要求ニ対シ右外務省ノ意見主張ヲ諒解ノ下ニ之ヲ査定ス

(三) 議會ニ提出セラルヘキ拓殖省所管予定經費要求書作成迄ニハ拓殖省設置準備委員會ノ議ヲ纏ムルコトトシ右委員會ノ審議ヲ經テ決定セラルヘキ拓殖省官制案ノ内容ニ応シ予算ノ編成替ヲ為ス

五、次テ十二月十七日最後ノ準備委員會開催セラレ彼此論議ノ末外務側ノ主張ハ大体ニ於テ承認セラレ左ノ如ク決議セラレタリ

昭和三年十二月十七日  
拓殖省設置準備委員會決定

拓殖大臣ノ領事官ニ対スル指揮監督權ニ関スル件

(一) 拓殖大臣カ其ノ主管事務ニ関シ領事官ヲ指揮監督スルコトハ指揮監督ハ凡テ必ス外務大臣ヲ經由スル旨ヲ官制上ニ明記スルヲ条件トシテ之ヲ承認スルコト  
外務大臣ヲ經由スルヲ必要トスル所以ハ一ニ外務大臣ノ手ニ外政ヲ統一シ在外官憲ニ対スル命令系統及命令事項ノ紊乱ヲ妨クニ在リ從テ經由ト云フモ単ニ命令進達ノ形式的経路ノミヲ示スモノニアラスシテ外務大臣

正面ヨリ堂々ト陣立ヲ作りテ強行スルコトハ決シテ指導奨励ノ実ヲ挙クル所以ニアラサルノミナラス領事官ノ地位ハ対手国ノ承認シタル一種ノ行政的機關ナルヲ以テ領事官ヲシテ指導奨励ノ任ニ当ラシムルコト絶對ニ必要ナリ故ニ拓殖省ヨリ別ニ行政の事務官ヲ外国ニ常駐セシムルコトハ現時ノ国際關係上ヨリ見ルニ実績ヲ挙げ難シ但シ拓殖省ノ技術官ハ必要ニ応シ領事館付又ハ囑託トシテ領事官ノ下ニ常駐セシムルコトトシ異議ナシ

更ニ同準備委員會ハ右決定ニ基キ拓殖省予算案ニ付考査ヲ加ヘタルカ結局外務省ニ属スル移民保護奨励費ハ原則トシテ外務省ニ留保シ只右ノ内南米勸業部及移住組合經營移住地ニ於ケル公益施設ニ関スル各種予算及国内ニ於ケル移民問題調査費トシテ幾分ノ調査費ヲ拓殖省ニ讓ルコトトナリ昭和四年ノ議會ハ右決定通り予算ヲ通過シタリ

六、昭和四年一月末日議會終了後法制局ハ拓殖省官制案ヲ確定スル必要アリトナシ同月一月二十二日、三月二十二日、三月二十六日ノ三回ニ亘リ拓殖省設置準備委員會幹

ニ於テ實質的ニ拓殖大臣ノ指揮監督ノ内容ニ介入シ得ルノ意味ナルコト

但シ實際上事務運用ノ便宜ヲ計ル見地ヨリ前記ノ原則ニハ例外ヲ設クルハ差支ナキコト從テ例ヘハ例外トシテ外務大臣ヘノ經由ヲ省略シテ直接ニ領事官ヲ指揮監督シ得ル途ヲ拓ク為事項ノ範圍ヲ局限シテ拓殖外務両省間ニ予シメ協定スルコト

尚一切ノ在外領事官ニ対スル身分上ノ指揮監督權ハ專ラ外務大臣ノ權限ニ属スルハ勿論ナルモ為念拓殖外務両省人事当局間ニ諒解ヲ明ニシオク要アリ

(二) 拓殖大臣ノ主管事項ノ決定ハ領事官指揮監督ノ問題ト不可分ノ關係ニアル所拓殖大臣ノ主管事項トシテ移民及外国ニ於ケル拓殖事業ノ指導奨励ニ関スル対内事項ヲ認ムルコトニ異議ナキモ外政統一ノ見地ヨリ外務大臣ノ權限タル涉外事項ト抵触セシメサルコト

(三) 移民及拓殖事業ニ関スル事務ハ財務ノ処理、防疫事務等ト異ナリ対手国ノ主權ニ最モ關係アルモノトシテ南米及南洋等ニ於テモ官民ノ間ニ最モ神經ヲ惱マシヨル実情ナルヲ以テ対外關係上右事業ノ指導奨励施設ヲ

事会ト称スルモノヲ開催シタルカ右幹事会ニ対シ拓殖局側ハ次ニ掲グル通り昭和二年ノ原案ニ幾分修正ヲ加ヘタル官制案及勅令案<sup>(省廳)</sup>ヲ提出シタリ

七、右ノ結果拓殖省側ノ最初ノ主張タル海外在留民ノ保護取締乃至所謂助長行政迄モ拓殖省ノ所管ニ属セシメントスル説ハ全然破壊セラレタルノミナラス移植民拓殖事項モ其涉外關係ノ生セサル限度ニ於テ拓殖大臣ノ主管トナルノミナルハ官制ノ明文ヲ以テ制限セラレ更ニ前記事務分掌ノ覚書取極ニ於テ拓殖省事務ハ差当リ移民拓殖ニ関スル事項中産業ノ指導奨励ニ関スル技術事項其ノ他ノ実務ニ限ラルコトトナリタリ從テ海外ニ於ケル学校病院等其他公共の性質ヲ有スル事項モ凡テ依然トシテ外務省ノ所管ニ属スルコトトナリタリ

又拓殖省ヨリ外国ニ常駐スル為メ派遣スヘキ官吏ハ技術官ニ止リ行政の事務官ノ派遣ハ単ニ視察調査ノ目的ヲ以テスル一時的ノモノニ限ルコトトナレリ更ニ拓殖局側ノ当初更改ヲ主張シタル外務省官制ハ其儘何等ノ更改ヲ加ヘサルコトトシ只領事官職務規則ニ於テ其ノ第一条第一項ノ次ニ拓殖大臣カ主管ノ事務ニ付外務大臣ヲ經由シテ

領事官ヲ指揮監督シ得ル旨ヲ付加シ且ツ第十八条ヲ變シテ領事官ノ報告義務ヲ拓殖大臣ニ迄拡張スルニ止マリタリ尚拓殖局側ハ最後ニ至リ移民保護法ノ運用ニ関スル事務ノ移管ヲ要求シ来リタルモ外務省側ハ右事務ト涉外事務トノ關係ニ顧ミ移管シ得サル旨ヲ通告シテキタリ

編注 本資料は、昭和四年六月一日付をもって、在外公館に送付された。

173 昭和4年6月19日

小村拓務次官より  
吉田外務次官宛

拓務省官制第一条第二項に規定する事務の区分  
に關する覚書交換について

付記一 日付不明

植民地涉外事項に關する外務大臣の権限問題について

二 昭和四年一〇月二六日

外務省より植民地諸官庁に交渉を要求する事項について

拓二第一一号

(6月20日接受)

昭和四年六月十九日

拓務次官候爵 小村 欣一 (印)

外務次官 吉田 茂殿

拓務省官制第一条第二項に規定スル事務ノ区分

ニ關スル覚書交換ニ關スル件

曩ニ法制局、内閣拓殖局、外務省及内務省關係官ニ於テ協議決定致候拓務省官制第一条第二項ニ規定スル事務ノ区分ニ關スル別紙覚書(昭和四年度ニ於テハ同年度予算ノ区分ニ依リ昭和五年度以降ニ於テハ本覚書ニ依ル)貴大臣トノ間ニ交換致度候条御署名捺印ノ上一通ハ貴省ニ止置カレ一通ハ当省へ御返送相成度此段申進候也

(別紙)

拓務省官制第一条第二項に規定スル事務ノ区分ニ付テハ別紙覚書ニ依ル

昭和四年六月三十日

外務大臣男爵 田中 義一

拓務大臣男爵 田中 義一

覚書

甲号

拓務省官制第一条第二項に規定スル事務ニ付テハ左ノ区分ニ依ル

一、産業ノ指導奨励ニ関スル事項(補助金ノ交付、金融施設、技術事項其ノ他ノ実務ニ限ル)ハ拓務大臣

一、教育、宗教、衛生其ノ他公共的性質ヲ有スル事項ハ外務大臣

一、前二項以外ノ事項ニ付テハ外務大臣及拓務大臣ニ於テ協定スルコト

乙号

左ノ事項ニ付テハ外務大臣及拓務大臣ニ於テ相互ニ協議スルモノトス

一、外国ニ於ケル移住地ノ選定

一、毎年度移民数ノ決定

一、補助金ノ交付

一、海外移住地ニ於ケル学校及病院等ノ設立

一、同金融機關及産業ニ關スル試験機關等ノ設置

一、海外移住地ニ關スル調査員ノ派遣

一、海外移住地ニ対スル本邦事情ノ紹介宣伝

一、海外移住地事情ノ紹介宣伝

一、其他重要ナル事項

(付記一)

植民地涉外事項ニ關スル外務大臣ノ権限問題

一、外務大臣ハ外務省官制第一条ニ依リ外国ニ關スル政務ノ施行ヲ管掌スルモノナルヲ以テ涉外事項ニシテ苟クモ外交問題トナレルモノハ其ノ發生ノ原因又ハ地域ノ如何ヲ問ハス外務大臣ノ管轄ニ屬スヘク植民地ニ於ケル出来事モ一旦外交問題トナルニ於テハ当然外務大臣ノ管轄ニ歸スヘキハ論ヲ俟タサル所ナリ

二、外交問題以外ノ涉外事項ニ關シテハ稍趣ヲ異ニスル処イ、関東州ニ關シテハ関東庁官制第四条ノ規定アルヲ以テ外務大臣ハ涉外事項全般即チ外交問題トナラサルモノニ付テモ関東長官ヲ監督シ得ルコト明カナリ

世上或ハ関東長官ニ対シ外務大臣カ直接監督權ヲ有スルコトヲ否認シ涉外事項ニ關シテモ他ノ一般政務ニ關スルト同様直接監督權ハ拓務大臣ニ屬ストノ論ヲ為スモノナキニ非サル処

(一)外務省官制第一条第二項及関東庁官制第四条ハ外務

大臣ニ監督権アルコトヲ明確ニ規定シ何等右監督権カ直接監督権ニ非サルコトヲ推定セシムルカ如キ留保ヲ為シ居ラス其他法規上モ斯ル推定ヲ支持スル如キ規定ナシ

(二) 殊ニ右関東庁官制第四条ノ構造ハ諸般政務ノ統理上原則トシテ拓務大臣ノ監督ヲ受クルモ独リ涉外事項ニ関シテハ例外トシテ外務大臣ノ監督ヲ受クル趣旨ヲ明ニシ兩大臣権限ノ差異カ段階的乃至程度のノモノニ非スシテ分野ノ差異ナルコトヲ示シ居レリ

(三) 各省大臣カ地方官庁ニ対シ有スル監督権カ直接ナルニ對比スルモ外務大臣ノ関東長官ニ対スル監督権亦直接ナルコトヲ推論シ得ヘシ

(四) 関東庁官制ノ沿革上従前同長官ハ全般ノ政務ニ付外務大臣ノ直接監督ニ服シタルカ其後一般政務ニ付テハ内閣総理大臣(現在ニテハ拓務大臣)ノ監督下ニ移リ独リ涉外事項ニ付テハ依然外務大臣ノ監督下ニ残レル事情ニ徴スルモ外務大臣ノ監督關係カ直接ノモノナルコトヲ看取シ得ヘシ

(五) 立法者ニ於テ独リ関東長官ニ付外務大臣ノ直接監督

ノ場合ニ於テハ純然タル事務上ノ事項ニシテ政策等ニ重要ナル關係ヲ有セサル限り直接交渉ノ方法ニ依ルコトヲ留保致度拓務省ニ対スル回答中ニハ左ノ趣旨ノ句ヲ追加スルコトト致度

追テ朝鮮總督府、台湾總督府……ニ関シテモ政策ニ重要ナル關係ナキ事務上ノ事項ニ関スル照会、通報等ニシテ緊急ヲ要スル場合ハ右各庁トノ間ニ直接照復ヲ為シ通信寫ヲ直ニ貴省ニ送付スルノ措置ヲ執ルコトト致度右ニ御同意相成度

(付記二)

当省ヨリ諸植民地官庁ニ交渉ヲ要スル事項ニ  
関スル件(昭和四年十月二十六日)

先般拓務省設置ト共ニ同省ヨリ当省ニ対シ爾今朝鮮總督府、台湾總督府、関東庁、樺太庁又ハ南洋庁ニ対シ交渉ヲ要スル事項ニ付テハ總テ同省ニ照会アリ度旨申越アリタル処(別紙甲号)本件ハ植民地ニ関スル外務大臣ノ権限ノ問題ヲ考慮ノ上措置スルコト必要ト思考セラルルヲ以テ右ニ関スル考察ノ結果(別紙乙号)「植民地涉外事項ニ関スル外

ノ規定ヲ設ケ其他植民地官庁ニ付之ヲ設ケサリシハ関東州以外ニ於テハ重要涉外事項多キコトヲ予想セサリシモノト想像セラル

口、関東長官以外ノ植民地官庁(朝鮮總督ヲ除ク)ニ就テハ拓務大臣ニ於テ一般政務ニ関シ監督権ヲ有シ特定事項ニ関シ特定大臣ノ監督ヲ承ケシムル場合ニハ之カ為特別規定ヲ設ケ居ル処(台湾總督府官制第三条、樺太庁官制第三条、南洋庁官制第三条、明治二十九年勅令第八六号、明治三十年勅令第九号)外務大臣ニ関シテハ斯ル特別規定ナキヲ以テ同大臣ハ外交問題以外ノ涉外事項ニ関シ是等官庁ヲ監督スルノ権限ナキモノト謂ハサルヘカラス

ハ、朝鮮總督ニ至リテハ拓務大臣ニ於テモ之ニ対シ何等監督権ヲ有スルモノナリヤ否ヤ疑義アル次第ニテ外務大臣亦外交問題以外ノ涉外事項ニ関シ之ヲ監督スルノ権限ナキモノト謂フヘシ

条約局主管事項中阿片、司法共助、南洋委任統治等ニ関スル事務ニ付テハ関東州以外台湾朝鮮南洋庁等トノ間ニモ實際上直接交渉ヲ便宜且必要トスル場合尠ナカラサル処右等

務大臣ノ権限問題(省略)ニ照シ今後当省ト右等植民地官庁トノ間ノ照復ハ大体左記方針ニ依ルト同時ニ別紙甲号拓務省照会ニ対シテハ別紙丙号(省略)通回答スルコトト致度

(イ) 関東庁ニ関シテハ外務大臣ハ外交ニ関スル事項乃至涉外事項ニ関シ関東長官ヲ直接指揮監督スルノ権限ヲ有スルモノナルコト明カナルニ付右事項ニ関スル当省同庁間ノ照復ハ直接之ヲ行フコト

但一方拓務大臣ハ関東庁ヲモ含ム諸植民地官庁ニ関スル事務ヲ統理スルモノナルニ付前記当省同庁間照復ハ当該電報又ハ文書ノ写送付等ノ方法ニテ夫々当省又ハ関東庁ヨリ拓務省ニ通報スルコト

(ロ) 台湾總督府、樺太庁又ハ南洋庁ニ関シテモ当省トノ間ニ直接照復ヲ為スニ付何等法規上ノ支障例ヘハ外務大臣以外ノ官庁ト外交官領事官トノ直接通信ニ関シ存スル如キ制限ナキ次第ナルカ外務大臣ハ涉外事項ニ関シ是等官庁長官ヲ監督スル権限ヲ有スルモノニ非サル一方拓務大臣ハ是等官庁ニ関スル事務ヲ統理スルニ止マラス一般政務ニ付之カ監督官庁タル地位ニ在ルモノナルニ付当省ヨリ是等官庁ニ対スル交渉ハ原則トシテ拓務省ニ照会スルコト

(ハ)朝鮮總督府ニ関シテハ外務大臣ハ涉外事項ニ関シ朝鮮總督ヲ監督スル権限ヲ有スルモノニ非サル処拓務大臣カ朝鮮總督ノ監督官庁ナルヤ否ヤニ付テモ疑義アリ從テ當省ヨリ同總督府ニ対スル交渉ハ前項ノ諸官庁ニ於ケルカ如ク拓務省ニ照会セサルヘカラサル理由ナキモノノ如クナルモ前記疑義アルニ顧ミ暫ク前項諸官庁ニ関スルト同様取扱フコト  
右仰高裁

174 昭和6年7月31日 通商局第三課

省の廃合および省内局課廃合に關し考慮を要する事項について

付記 日付不明

拓務省設置にともなう外務省官制変更に対する大橋通商第三課長私見

昭和六年七月三十一日

省ノ廃合及省内局課廃合ニ関シ通商局第三課ト

拓務局ノ所管事務ハ從來内務省社会局並外務省通商局第三課ニ於テ取扱ヒタル事務ノ一部ニシテ其ノ主ナルモノノ如シ

(一)渡航費補助事務(内務省社会局)

(二)移民收容所(同上)

(三)移民ノ宣伝事務(外務省、内務省)

(四)移植民団体ノ助成事務(内務省)

(五)在外移民産業助成事務(外務省)

(六)移民ノ金融ニ関スル事務(外務省)

(七)内地ニ於ケル移植民教育機関助成ニ関スル事務(取締

ハ内務省又ハ文部省)(内務省)

(八)移住組合ニ関スル事務(内務省)

(九)移民ノ身体検査ニ関スル事務(移民收容所ニ於ケル檢

査)(外務省、内務省)

右事務ハ拓務省廃止ノ暁ニ於テハ当然従前ノ所管省タル内外務両省ニ復帰スルモノナリト思考セラルルモ事實ハ之ニ反シ内閣直屬ノ拓殖局内ニ現在拓務省各局カ各課トシテ存続シ其ノ所管事務モ其儘之ニ移管セントスルモノノ如ク見受ケラルル而カモ省ノ廃止ニ対スル交換条件トシ

シテ考慮ヲ要スル事項ニ就テ

通商局第三課

要領

- 一、他省大臣ノ在外領事官指揮權要求ハ外政統一上極力之ヲ拒否スルコト
  - 二、通商局ヲ拡張シ移植民事項ニ関シテハ大体拓務省拓務局ノ事務ヲ統一所管スルコト
  - 三、通商局拡張案カ此ノ際實現不可能トセハ之カ交換条件トシテ省内ノ局課廃合ヲ阻止スルコト
- 行政審議會其ノ他与党方面ニ於ケル省及各省局課ノ廃合問題ハ未タ最終的確定ヲ見サルカ如クナリト雖モ予メ之カ實現ノ場合ヲ想定シ外務省關係事務ニ及ホス影響其他ニ関シ対策ヲ考究シ之ニ善処スルニ非サレハ累ヲ外政ニ及ホスノ虞無シトセサル処當課ノ関スル限り其ノ所管事務カ現在ニ於テモ直接拓務省ト關係アリ且同省廃止後ニ於ケル拓務省事務ノ所管帰屬ハ直接間接當課ノ執務内容ニ影響スル所尠シトセサルヲ以テ予メ同省廃止ノ場合ニ於ケル対策ノ概要ヲ左ニ記述セントス

(一) 拓務省拓務局所管事務ノ帰屬

テ從來外務省カ極力否定シ來タレル在外領事官ノ指揮權ヲ得ントスル運動アルヤニモ仄聞ス

斯テハ同省ノ廃止ハ反ツテ現状以上ニ我カ移民行政ノ不統一ヲ來タシ延イテ外政ノ統制ヲ糺スコトナキヲ保シ難シ元ヨリ國際阿片問題ニ関スル事項又ハ國際労働ニ関スル事項等ハ其ノ内容主トシテ国内的法制又ハ取締等実務ニ関スルモノニシテ対外的ニ働掛クルヲ要スル事項比較的僅少ナルヲ以テ国内官庁ヲシテ右主管セシムルモ差支無シト雖尚外政統一ノ方途ヲ講シ此種事項ニ関シ在外領事官ヲ直接指揮セシムルコト無シ況ヤ海外移植民事項ハ即チ他國主權内ニ在留スル帝國臣民事項ニシテ専ラ涉外のナルニ於テオヤ從來国内一部ノ關係者ニ在テハ海外移植民事項ト雖本邦出發迄ハ国内關係事項ニシテ国内人口食糧問題等ト海外移植民トハ密着ノ關係アルヲ以テ内外連続ノ事項トシテ国内官庁ニ於テ之ヲ主管シ且在外領事官ヲ直接指揮スルニ非サレハ効果ヲ挙ケ難シト主張セルモ右ハ一応尤ナルカ如クニシテ實ハ非ナリ蓋シ外政ハ凡テ国内事項ノ連続ニシテ國家ノ利益増進ノ為ニ施行セラ

殊ニ彼我ノ外交關係ヲ考量スルヲ要スル外帝国カ欧州出移民国トハ諸般ノ事情ヲ異ニスルニ想到スレハ寧ロ外務省ニ於テ内外連続シテ統一のニ取扱フヲ国利ニ適フ所以トス從テ在外領事ノ指揮權ニ関シテハ如何ナル犠牲ヲ払フモ極力之カ喰ヒ止メニ努力スル一方拓務省拓務局事務ノ外務省還元ハ謂フニ及ハス他面進シテ移民行政ノ統一ヲ高唱シ外務省自ラ本事務ノ第一線ニ立ツノ覚悟アルヲ要ス然ラスンハ從來外務省カ在外帝国臣民ノ利益乃至移植民助成事務ニ対シ冷淡ナリトシテ外務省ノ態度ニ飽足ラサリシ国内一部ノ關係者ハ如何ナル策動ニ出テ如何ナル事態ヲ惹起スルヤモ計リ難シ（現在拓務省カ在外移植民及拓殖事業ニ関スル一部ノ事務ヲ所管スルニ於テスラ後述ノ通外政ヲ紊ラントスルノ兆アルニ万一在外領事官ノ指揮權ヲ認容セサルヲ得サルカ如キ破目ニ立到ランカ尠クトモ南米及南洋公館ハ外務本省トノ關係稀薄トナリ右指揮官庁カ南米及南洋ノ関スル限リ事実上第二ノ外務省ト為リ我外務省ハ其ノ頗使ニ甘ンセサルヘカラサルニ至リ愈窮地ニ陥リ面目ヲ失スルハ素ヨリ外政不統一ノ結果国益ノ増進ニ遺憾ヲ招クコト甚大ナルヘシト想像セラ

当初予期セサル涉外の事項其他ノ為メ何等見ルヘキ業績ヲ挙げ得スシテ勞ラニ政費ヲ浪費シツツアル実状ナリ拓務省ニ於ケル移植民事務ノ如キ之カ好適例ト謂フヘシ

(三) 拓務省ノ業績ト弊害

拓務省設置以來同省カ我カ移植民事務ノ上如何ナル業績ヲ挙げ得タリヤト云フニ世上同省ノ新設以來我カ在外同胞ノ利益カ著シク増進セラレタルカ如キ宣伝ヲ為スモノアルモ事実上拓務省ノ今日迄行ヒ来リタル事務ハ僅カニ從來外務省ニ於テ立案考究ノ結果着手セラレタル事務ヲ引継キ外務省時代ニ比シ幾分補助金乃至助成金ノ予算ヲ多ク計上シ之ヲ使用シタルニ止マリ補助金乃至助成金ノ支給額カ増加セル点ハ何等之ニ補助ヲ与ヘタル事業ノ成績ニ關係ナキ問題ニシテ世上此ノ積極的助成方針ヲ見テ同省ノ業績カ挙リ居ルモノナリト即断スルモノアレハ其ハ大ナル誤解ニアラスンハ此ノ補助金ニ依ツテ直接利益ヲ受ケ又ハ將來受ケントスル關係業者ノ自己本位ノ宣伝ニ過キス

尚或ハ「同省ハ設立後近々二、三年ニテ未タ準備時代タルヲ免レス故ニ何等業績ノ見ルヘキモノナキモ借スニ相

ル

(二) 通商並在外居留民事務ノ重要性

通商並在外居留民事務ハ現下外務省所管事務中ノ二大重要事項ニシテ欧米大公使館並特種地域ヲ除外シ我カ在外公館ノ主要職責ハ我カ通商貿易ト在外居留民利益ノ保護増進ニ在テ本二大事務ヲ除去センカ我カ在外公館ノ大半ハ其ノ存立ノ理由ヲ失フモノト謂フモ過言ニアラス然ルニ拘ラス從來行政審議會ノ開催セラルル毎ニ外務省所管事務ノ他省移管ニ將又他省大臣ノ在外領事官指揮權要求ノ論議ヲ生スルハ誠ニ遺憾至極ナルモ一面自ラ省ミルニ我カ通商貿易及在外居留民事務カ時代ノ要求乃至推移ニ適應セス未タ以テ世上謂フ所ノ外交ノ經濟化カ行ハレサルカ為メニシテ其ノ責任ノ一半又外務省側ニアリトモ謂フコトヲ得ヘシ

由來我カ外務省ニ対スル輿論ハ常ニ実情ニ則セスシテ一部部ニ偏スルカ又ハ我カ國際の立場ヲ輕視セル井蛙の議論多ク而カモ右輿論ニ乘シ当然外務省ニ於テ行ハサルヘカラサル事務迄モ之ヲ他省ニ奪ハントスル傾向多分ナル処外務省ヲ疎外セル各般ノ施設ハ何レモ之カ実行ニ当リ

当ノ年月ヲ以テセンカ顯著ナル成績ヲ示シ得ヘシト為ス者アルヘシト雖今後ニ於テモ成績ヲ挙げ難カルヘキコト同断ナリ依テ茲ニ在外領事官ヲ直接指揮セントスルノ主張ヲ生スル所以カト思考セララルル処本來海外移植民ニ関スル拓務省事務モ在外帝国臣民ニ関スル外務省事務モ同一事務ニシテ右同一事務ヲ二省ニ分割シ海外ニ於ケル在留民事務ノ一半ニ関シ外務省外ノ官庁ニ在外領事ヲ直接指揮セシメントハ勞ラニ外政ノ統一ヲ亂ス以上二何等ノ実益ナシ而シテ我カ国民ノ海外移住ニハ動モスレハ排日問題ヲ付随シ欧州出移民国ニ比シ極メテ不利益ナル立場ニアリ單ニ我方ノ主觀的考察ノミヲ以テ之カ事務ヲ処理シ得サルニ依リ前顛ノ通一ニ外務省ニ於テ本事務ノ統制ヲ行ヒ内外ヲ通シ同一系統ノ機關ヲ以テ之カ事務ニ當ラサル限リ所期ノ目的ヲ達スルコト難シ

之ヲ要スルニ拓務省ノ設置以後ニ於ケル移植民事務ハ僅ニ予算ノ増額ヲ見タルノミニテ却テ事務ノ繁雜及不統制ト能率ノ低下ヲ来シタル外更ニ補助金ヲ中心トシテ内外共ニ面白カラサル情勢ヲ馴致セントスル傾向アリ就中在外居留民ハ從來ノ領事館以外ニ拓務省職員（在「サンパ

ウロ」総領事館付拓務技師其他各館付拓務省囑託）ナルモノヲ念頭ニ置カサルヘカラサルコトナリ早クモ二頭政治ノ弊ヲ現出セントスルノ兆アリテ茲ニ所謂外政ノ統一ヲ糾サントスルヤニ憂慮セララル

#### (四) 結論

前述ノ理由ニ依リ拓務省ノ廃止ヲ中心トシテ移植民事務ニ関スル限り通商局第三課トシテ八年来ノ主張タル移民行政ノ統一ノ見地ヨリ三課ヲ拡張シテ拓務省拓務局ヲ合併シ新タニ一局ヲ設置シ外務省ヲシテ移民行政ノ中央機關タラシメンコト希望ニ不堪モ猶ホ在外居留民ノ利益ノ増進及移植民ニ関スル事務ハ直接、間接、貿易、海運、海外投資等ト不離ノ関係ニアルノミナラス通商事務ノ刷新ヲ計リ外交ノ經濟化ヲ行ヒ国民ノ希望ニ伴ハンカ為メニ現在ノ通商局其ノモノノ改善拡大ハ避クヘカラサル所ナルヲ以テ寧ロ此ノ際進ンテ外務大臣監督ノ下ニ通商部長官ノ制ヲ設ケ之ヲ商務局及在外日本人事務局ノ二局トシ前者ニ商工省貿易局ヲ合併シ主トシテ通商貿易事務ヲ所管セシメ後者ニ拓務省拓務局ヲ合併シ移植民事務ノ統制ヲ行ハシムルヲ可トスヘシ斯クスルニ於テハ政費ヲ節

#### スル事務

殖産局 支那及西比利亚ニ於ケル拓殖事業ノ保護指導ニ

#### 関スル事務

拓務局 南米及南洋ニ於ケル移植民並拓殖事業ニ関スル事務

拓務省ハ右掲ノ如ク海外ニ於ケル事務ノ一部ヲ分掌スルコトトナルモ外務省主管ノ海外事務ニ容喙シ得サルハ勿論ノ議ナリ然レトモ由来海外ニ於ケル事務ハ之ヲ涉外事項ト然ラサル事項トニ区分スルコトハ殆ト不可能ナル状態ナルヲ以テ今後ノ状勢如何ニ依リテハ両省間ニ事務分掌上幾多ノ紛議發生シ其結果ハ惹イテ帝国外交ノ大局ニ迄影響ヲ及ホスカ如キコトナキヲ保シ難ク旁々外務省トシテ此際右事態ニ対応スル方策ヲ考慮スル必要アリ右対応策ノ一トシテ昭和五年度以降武富通商局長案ノ如ク本省ニ在外日本人局ヲ置キ之ニ現在亜細亜局第二課、欧米局第一課及通商局第二第三課ニ於テ取扱ヒ居ル海外在留民ノ保護取締及海外企業ニ関スル事務ヲ移管シ以テ一ハ在外邦人ノ保護取締ヲ完全ニシ他ハ拓務省トノ折衝ヲ円滑完全ナラシムルコト必要ナルヘシ

約シ事務ノ統制ト能率ノ増進トヲ期シ得ヘク所謂合理的行政整理ノ実ヲ挙クルコトト為ルヘシ

右ノ主張貫徹ニハ関係筋ノ相当強固ナル反対アルヘシト予想セラルルル処行政審議會ニ於テハ既ニ外務省内局課廢合ニ関シテモ相当ノ意見乃至成案アル由ニ付之カ喰上ノ対策上ヨリ云フモ前記通商局擴張案ヲ力説シ通商局擴張案カ否決セラルル場合ハ之カ交換条件トシテ情報部文化事業部等ノ縮少ヲ阻止シ一方通商局擴張案カ政費節約ノ主義上此ノ際到底実現不可能トセハ外務部内ニ於ケル職員ノ融通配置ヲ工夫スルヲ以テ得策トスルニ非サルカ

#### (付記)

拓務省新設ニ伴フ外務省官制變更ニ対スル私見

大橋通三課長

今爾拓務省ノ新設ト共ニ從來外務省ノ主管ニ属シタル在外邦人ノ産業指導奨励ニ関スル技術事項其他ノ実務ハ同省ノ所管ニ移ルコトトナル次第ナルカ右事務ノ同省各局ニ配分セラルヘキ模様ヲ予想スレハ大体左ノ如シ

管理局 支那及西比利亚ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ関

右新設局ハ之ヲ三課ニ分チ第一課ニ於テハ支那、西比利亚、南洋ニ於ケル本邦人及其企業ノ保護取締第二課ニ於テハ南北米ニ於ケル本邦人及其企業ノ保護取締第三課ニ於テハ旅券規則、移民保護法ノ運用及海外在留民並其企業ニ関スル調査、情報ノ各事務ヲ分掌セシムルコトトシ之カ為書記官、事務官、属、囑託及雇ヲ各若干名増員スル必要アルヘシ

右新局設置ト同時ニ当省ニ特別任用ニ依ル特殊領事制度ヲ新設シ其實際任用ニ当リテハ拓務省ノ意見ヲ徵スルコトトシ右新局及拓務省関係事務ヲ執掌セシメ拓務省ヨリ直接事務官、理事官等ヲ海外ニ常駐派遣スルコトヲ防止スルコト適當ナルヘシ

尚此機会ニ於テ外務省ノ他ノ一切ノ事務ヲ原則トシテ全テ地理的ニ統一配分スルコトトナスヲ得ハ理想的ナリト思考セラルルル処右差当リ不可能ニシテ現制度ヲ維持スル要アリトスルモ上述新局ノ設置ハ極メテ必要ニシテ其経費ノ如キハ通商局ヲ現在ノ三課ヨリ二課ニ減縮シ情報部、対支文化事業部等ノ事務ノ一部ヲ他局ニ移シ以テ其整理ヲ行フニ於テハ左迄現在予算ヲ増大スルコトナクシテ実行シ得ラル

ル様思考セラレ且一面通商局第一課ノ事務ノ一部例ヘハ商務ト密接ナル關係ヲ有スル関稅事務又ハ領事官監督ニ関スル事務ヲ第二課ニ移シ亜細亞局第一課ノ事務ノ一部ヲ第二

課ニ移スニ於テハ事務配分上ニ於テモ現在ノ事務ノ偏倚ヲ矯正シ得ヘシト信ス

## 三 通商問題

### 1 一般通商問題

175 昭和3年6月23日 外務省より  
在本邦英国大使館宛(口上書)

ビルマ米輸入禁止措置は日印通商条約に違反  
しないとの日本側解釈について

付記 昭和三年六月八日付在本邦英国大使館より外務省宛口上書  
日印通商条約違反と認められるビルマ米輸入禁止措置につき善処方要望

帝国外務省ハ帝国政府ニ於テ本年三月六日付勅令第二十二号ニ基キ「ビルマ」米ノ輸入制限ヲ行ヒツツアルハ千九百四年八月二十九日ノ日本印度間ノ通商ニ関スル条約ニ抵触スルモノナリトノ六月八日付在本邦英国大使館覚書ヲ受領セリ

### 三 通商問題

前記勅令カ其ノ第二項ニ於テ通商条約ニ別段ノ規定アル場合ヲ除外シ居ルハ右覚書中ニ指摘セラレタル通ナル処右覚

書ニ引用セラレタル日本印度間ノ通商ニ関スル条約ハ単ニ兩締約国ノ一方ノ貨物カ他方ニ輸入セラルル場合ノ関稅率ニ関スル最惠国待遇ヲ規定シタルノミニシテ輸出入ノ禁止又ハ制限ニ付何等規定スル所ナキヲ以テ「ビルマ」米ハ前記勅令第二項ノ適用範圍外ニ在リト解釈セラルルノミナラス関稅率ト輸出入ノ禁止又ハ制限トハ別個ノ觀念ニ屬シ關稅上ノ最惠国待遇約定ハ一旦輸入ヲ許サレタル貨物ニ関スルモノニシテ輸入ヲ許可スヘキヤ否ヤノ問題トハ何等必然的關係ヲ有セサルニ付右解釈カ前記条約ノ精神ニ背致スルモノトモ思考スル能ハス

帝国外務省ハ米ノ如キ国民生活ノ必需品ニ對スル国内ノ需給ヲ調節スルノ必要上帝国政府ニ於テ今回ノ如キ一時的措置ヲ執ルノ不得已事情ニ付諒察アリタキ旨在本邦英国大使館ニ對シ回答スルノ光榮ヲ有ス